

予算特別委員会会議録

日時 平成20年3月17日（月） 開会時間 午前10時03分
閉会時間 午後3時49分

場所 議事堂地下会議室

委員出席者 委員長 臼井 成夫
副委員長 皆川 巖
委員 渡辺 巨人 大沢 軍治 森屋 宏 浅川 力三
保延 実 山下 政樹 鈴木 幹夫 望月 勝
河西 敏郎 岡 伸 金丸 直道 進藤 純世
武川 勉 丹澤 和平 小越 智子 仁ノ平尚子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

知事 横内 正明
副知事 芦澤 薫
総務部長 古賀 浩史 知事政策室長 小松 重仁 企画部長 新藤 康二
県民室長 輿石 和正 福祉保健部長 中澤 正史 森林環境部長 今村 修
林務長 若林 一明 商工労働部長 横森 良照 観光部長 進藤 一徳
農政部長 遠藤 順也 土木部長 小野 忠 教育長 ・ 瀬 孝嘉
警察本部長 宮城 直樹

議題 第22号 平成20年度山梨県一般会計予算
第23号 平成20年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算
第24号 平成20年度山梨県災害救助基金特別会計予算
第25号 平成20年度山梨県母子寡婦福祉資金特別会計予算
第26号 平成20年度山梨県中小企業近代化資金特別会計予算
第27号 平成20年度山梨県農業改良資金特別会計予算
第28号 平成20年度山梨県市町村振興資金特別会計予算
第29号 平成20年度山梨県県税証紙特別会計予算
第30号 平成20年度山梨県集中管理特別会計予算
第31号 平成20年度山梨県商工業振興資金特別会計予算
第32号 平成20年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算
第33号 平成20年度山梨県流域下水道事業特別会計予算
第34号 平成20年度山梨県公債管理特別会計予算
第35号 平成20年度山梨県営電気事業会計予算
第36号 平成20年度山梨県営温泉事業会計予算
第37号 平成20年度山梨県営地域振興事業会計予算
第38号 平成20年度山梨県営病院事業会計予算

審査の概要 総括審査日程表により、午前10時06分から午前11時36分まで自由民主党の質疑を行い、休憩をはさみ、午後1時01分から午後1時59分まで自民党新政会の質疑を行い、さらに休憩をはさみ、午後2時17分から午後3時07分までフォーラム政新、午後3時08分から午後3時48分まで自由民主

党輝真会の質疑を行った。

主な質疑等

臼井委員長

それでは、これより総括審査に入ります。

まず自由民主党の質疑を行います。総括審査日程表に基づき渡辺委員の発言を許します。

（県財政の健全化について）

渡辺委員

来年度の当初予算全般について、県財政の健全化という観点から幾つかお尋ねいたします。

最初に本県財政の状況についてお尋ねいたします。平成16年度から3年間にわたって実施されました三位一体の改革では、国から地方への税源移譲が3兆円なされた一方で、実質交付税である臨時財政対策債を含めた地方交付税総額は5兆1,000億円、地方への国庫補助負担金は4兆7,000億円が削減されました。このため東京都や愛知県などの都市部においては、景気の回復に伴い法人二税の税収が伸びたものの、多くの地方公共団体では依然として厳しい財政運営を強いられております。また、本県におきましても三位一体の改革により、154億円の税源移譲がなされたものの、臨時財政対策債を含めた地方交付税額は433億円、国庫補助負担金は192億円が削減され、差し引き471億円の減額となったものと承知しております。この間、本県では159億円の県税収入の増加がありましたが、これを差し引いても削減は312億円もあることとなり、三位一体改革の本県への影響は相当なものとなっております。こうした中、平成20年度当初予算に当たっての本県財政の状況に対する総務部長の認識をお伺いいたします。

古賀総務部長

委員の御質問にお答えいたします。明年度の本県財政でございますけれども、歳入面では三位一体改革による税源移譲というのがございましたが、これが平年度化をするということがございまして、個人住民税が増加すること、あるいは、法人二税が若干増加するというところで、予算対比では約15億円県税収入が増加するというところでございます。また、地方再生対策費が創設されまして、臨時財政対策債を含む実質交付税につきましても10億円、5年ぶりに増加をするということになっております。こういうことでございますけれども、一方で基金の取り崩しを10億円減額いたしますために、一般財源総額では平成19年度と同程度を見込んでおるという状況でございます。

一方、歳出面でございますけれども、後期高齢者医療制度が全国的にスタートいたします。そういうことで、社会保障関係費などが増加をいたします。また、公債費についても増加するということから、依然として非常に厳しい財政運営を強いられている状況であると認識をしております。

渡辺委員

ありがとうございます。次に、平成19年度末の基金残高についてお伺いいたします。毎年度の予算を編成していく上で財政状況が厳しいとの認識ですが、今後も財政を適切に運営していくには基金額を確保していくことが絶対必要であります。そこで次に基金の取り崩しについて伺います。厳しい財政状況を反映して本県では当初予算編成に当たっては、財政調整基金、県債管理基金、公共施設整備等事業基金の主要3基金について、百数十億円規模の取り崩しをしないと予算が組めない状況が続いております。平成20年当

初予算におきまして、主要3基金は130億円の取り崩しがなされているところであり、そこでまず平成19年度末の主要3基金の残高はどれくらいの見込みかお伺いいたします。

古賀総務部長

19年度の当初予算の編成時におきましては、140億円の基金の取り崩しを見込んでおったところでございますけれども、法人二税の増収など県税収入が34億円ふえたこと、あるいは、18年度の決算の実質収支30億円繰り越しがありましたことによりまして、120億円につきましては何とか取り崩しを回避いたしまして、最終的には取崩額は20億円程度と見込んでおります。したがって、19年度末の3基金の残高ということで言いますと、18年度末残高504億円に対しまして、33億円減の471億円程度と考えてございます。

渡辺委員

次に、平成20年度末における基金の取り崩し回避の見通しについてお伺いいたします。主要3基金の平成19年度末の残高の見込みが470億円程度であることを考えると、130億円という金額は基金総額の3割近い金額となっております。依然として大幅な取崩額と言わざるを得ません。幸い本年度は当初予算において140億円基金の取り崩しを計上しながらも、ただいまの答弁では、今議会での補正予算で逆に、120億円の回避が何とかできたこととありますが、基金の取り崩し回避のために県では並々ならぬ努力をしているものと推測しますが、私は厳しい財政状況に当たっては厳しいがゆえに、突発的な災害や緊急を要する経費に備えて、基金を可能な限り確保していくよう努めるべきものと考えます。そこで明年度末における基金取り崩し回避の見通しについてお伺いいたします。

古賀総務部長

20年度の当初予算におきましては、先ほど申し上げましたように非常に厳しい財政状況の中で、基金130億円の取り崩しを考えています。これにつきまして、執行段階での節減努力は、19年度で申しますと、県税収入の増加といった要素を除きますと、約100億円、これが2月の補正でも一般財源として出てきたということでございます。こういうものについて確保できるということを前提といたしますと、最終的な取崩額につきましては何とか30億円程度に抑えられるのではないかと考えておるところでございます。節減努力等を徹底してまいりたいと考えてございます。

渡辺委員

ただいまの答弁を聞きますと、本県の基金は全国的に見れば比較的頑張っているという答弁ではないかと思えます。今後もできる限り取り崩しの回避に向けて御努力をお願いいたします。

次に、県債等残高の削減についてを議題といたします。財政運営に当たって、県債等残高の削減は最重要課題であります。県債残高はたび重なる国の経済対策に呼応して実施した公共投資にかかわる県債発行や、国の地方財政対策により発行した臨時財政対策債などにより増加を重ねてきたものであります。このため平成18年度末における県債残高は普通会計ベースで8,965億円、これに企業会計の県債残高753億円、出資法人に対する債務保証等470億円を含めると1兆188億円となっております。こうした中で、県では昨年末に行政改革大綱を策定し、国の地方財政対策により発行せざるを得ない臨時財政対策債等を除いた県においてコントロールが可能な県債等残高の削減について、平成19年度から4年間の改革期間中の削減目標値を示したところであります。私は県債等の残高をどこまで減らすのかを、初めに明らかにしたことについて高く評価しているところでありますが、県

債等残高の削減目標は何としても実現させる必要があると考えております。そこで平成20年度における、県債等残高の削減の見通しにいて改めて御説明願います。

古賀総務部長

19年度末の県債発行見込みですが、退職手当債の確定ということで、若干、削減計画減でございます。また、20年度につきましても箱物の事業費、あるいは、整備スケジュールの確定ということがございまして、削減計画対比で言いますと、43億円の減と考えてございます。このため県において発行額のコントロールができる通常県債残高ということと言いますと、20年度末までに大綱の削減計画を68億円上回る、19年度末対比で170億円の削減を見込んでおるところでございます。

渡辺委員

ただいま、大体、平成20年度の削減目標は計画を達成できるという答弁がありました。頑張ってもらいたいと思います。

次に移ります。今後の県全体の債務残高の削減見込みについて伺います。行革大綱の削減目標とはなっていないが、知事は県の借金1兆円の削減を公約されております。私は実質交付税である臨時財政対策債等については、県が発行額をコントロールできないものであることは十分承知をしておりますが、臨時財政対策債等を含めた県の債務残高1兆円についても、ぜひとも削減していただきたいと考えております。そこで今後の臨時財政対策債等を含めた県全体の債務残高の削減の見込みについて伺います。

古賀総務部長

県全体の債務残高についてでございますが、先ほど通常県債については170億円の削減が見込まれるということをお答え申し上げました。一方で臨時財政対策債につきましても、これは行革大綱での試算値を67億円上回る150億円の増加を見込んでおります。したがって、全体で見ますと1兆228億円から20億円程度の減少ということ、新年度については見込んでおるといってございまして、21年度以降につきましても、臨時財政対策債の毎年の発行が150億円程度で推移いたしますと、25年度末には残高が1兆円を下回るのではないかと見込んでおります。しかしながら、実際の臨時財政対策債の発行額というのは、毎年の経済情勢あるいは地方財政対策によりまして、かなり左右されるという性格のものでございまして、県といたしましては、とにかく発行額のコントロールが可能な通常県債を精いっぱい計画以上のペースで削減に努めていきたいということでございます。

渡辺委員

次に移ります。知事は、先日の本会議における代表質問において、公共事業の今後の進め方について、厳しい財政状況にあっても公共事業評価制度を活用するなどし、県民にとって真に必要な整備は着実に進めていく必要があると答弁しております。こうした事業を進めていく一方で、県債残高を削減していくためには、公共事業をより効果的・効率的に行うことが特に重要であると考えます。そこで来年度公共事業の整備指針である社会資本整備重点計画の見直しを予定しておりますが、この計画の基本的な考えをお伺いいたします。

新藤企画部長

現行の社会資本整備重点計画は、平成16年度に策定しておりますけれども、明年度、計画期間が終了することから、先般、策定をいたしましたチャレンジ山梨行動計画や、国土形成計画等国の動向等を踏まえて見直しを行うこととしております。この計画づくりに当たりましては、昨今の厳しい財政

状況のもと、本県における真に必要な社会資本整備をより効率的・効果的に推進するために、選択と集中の考え方を基本に、今後重点的に取り組むべき社会資本の方向性を示し、整備の指針として活用していくものであります。また、現在、農政部、森林環境部、土木部、3部の公共事業に関する計画がありますけれども、こうしたものを一本化いたしまして、事業間連携の強化やコスト縮減等を進めることによって、効率的な事業執行が図られるように、それを目的といたしております。以上です。

渡辺委員

時間の関係で最後の質問にします。県庁には5,000人からの職員がおります。これらの職員が改革の必要性を理解して、改革の成果をおさめるためには、知事が常日ごろ言われているように職員が意識改革を行い、高い意識を持ちながら、知事を先頭に、全庁が一丸となって取り組むことが何よりも重要であると、私は考えます。そのための具体的な方策について知事のお考えを伺います。

横内知事

委員から御指摘がありましたように県庁組織5,000人、能力を最大限に発揮していくためには、私が先頭になって県庁職員が問題意識を共有して、一致結束して課題に取り組んでいくということが大事だということは御指摘のとおりであります。そのため私も常々県庁職員に、現在の県庁の問題意識が何なのか、私としてどう進めていくのかということをいろんな場で申し上げてきております。例えば年初めの訓示だとか、あるいは、年度初めの訓示等がありますけれども、そんな場合も含めまして私の県政運営の基本方針あるいは心構えについて、県庁職員に徹底もしているところであります。

また、来年度からの新しい試みといたしまして、年度当初に各部局別に部長さん方に、私としてのその部にこの1年間どういうことをやってもらいたいのかという、その部の基本的な方針みたいなものを示しまして、それに基づいてこの部局の中で議論をして、各部長が具体的に「じゃあ、こういう問題についてはこうやって取り組んでいきます」というような、言ってみれば部長のマニフェストみたいなものをつくってもらって、それを県民の皆さんに公表していきたいと思っております。そんなことをやりまして、県庁職員が一体的な意識のもとに仕事をしていくような体制をつくっていきたくて考えております。

渡辺委員

ありがとうございました。終わります。

白井委員長

渡辺委員の質疑が終了しました。
次に、大沢委員の発言を許します。

（耕作放棄地再生活用促進総合対策事業について）

大沢委員

限られた時間の中での質疑に入りますので、簡単に申し上げ、簡単に御答弁をいただきたいと思いますが、これからは非常にわかりやすく、各部局にわたっての質問をしまいいりたいと思います。

まず最初に、農業は国のもとであるということが昔から言われてきておりますが、今こそ農業というものを見直すべき、そういう時であろうと思えます。そんな観点から本県の農業振興につきまして2つの観点から質問をいたしたいと思えます。

農業のもとというものはやはり農地であります。そんなことからまず予算概要30ページ、耕作放棄地の解消に向け、明年度、耕作放棄地再生活用促進総合対策事業に取り組むこととしているが、この事業について幾つかお伺

いをいたします。まず1つ目として、耕作放棄地の増加が全国的に問題になっておりますけれども、とりわけ中山間地の地域を多く抱える本県におきましては、他県に比べて耕作放棄地の割合が高いと聞いておりますが、本県の耕作放棄地はどのような状況になっており、また、増加している原因は何なのか伺います。

遠藤農政部長

まず本件の耕作放棄地の現状でございますが、2005年の農林業センサスの結果によりますと、面積が3,252ヘクタールで、耕作放棄地率は14.7%と全国でワースト2位となっております。それで耕作放棄地が増加している原因でございますが、やはり農業従事者の高齢化、兼業化、後継者不足と、それから、特に本県のように養蚕の盛んだった地域に共通している原因でございますが、中山間地域におきます養蚕の衰退に桑園（桑畑）の遊休化、それから、本県では、中山間地域にかなり農地がそろっておりますが、中山間地域では小区画、急傾斜地など耕作条件が悪い圃場が多いということも、耕作放棄地が増加している原因となっております。さらに、平地、都市的地域におきましても農地の資産保有的傾向が強く、利用集積が難しいということで、耕作放棄地が増加している要因の1つとなっております。

大沢委員

ただいまの御答弁の中でも、高齢化やあるいは後継者不足ということが言われておりますけれども、耕作放棄地の解消は容易に実現できるものではないことから、県だけでなく市町村が主体となって計画的な取り組みを進めていくことが重要であると考えられます。そこで、県の指針及び市町村計画を早い段階で策定する必要があると思っておりますけれども、策定のスケジュールをどのように考えておられるか伺います。

遠藤農政部長

まず市町村の計画のもとになります県の耕作放棄地再生活用指針でございますが、これにつきましては、国が策定する耕作放棄地解消のガイドラインの策定等を踏まえまして、この4月には市町村に示すことができるように、現在策定作業を進めております。さらに、この指針をもとに市町村が策定します耕作放棄地再生活用5カ年計画でございますが、平成20年度中にすべての市町村において策定を目指していく予定でございます。

大沢委員

その、市町村で策定する計画の内容はどのようなものなんですか。

遠藤農政部長

市町村計画の内容でございますが、市町村内の耕作放棄地を一筆ごとに特定いたしまして、それを管理する中で地域の実情に応じた施策を計画的に推進するという内容となっております。具体的に申しますと、計画におきまして、耕作放棄地を一筆ごと、主に農業生産活動の展開を図るもの、それから、多様な活用方策を図るもの、それから、農業以外の土地利用も視野に入れた活用を図るものに仕分けいたしまして、5年間にそれぞれの活用方策に応じた具体的施策を推進するという内容でございます。

大沢委員

それでは、今、話がされました市町村計画に基づく取り組みを、耕作放棄地の解消にどのように結びつけていくのか考えを伺います。

遠藤農政部長

市町村計画に基づきまして、まず主に農業生産活動の展開を図る地域とされた耕作放棄地につきましては、抜根、整地等によりまして必要な土地条件を整備するとともに、規模拡大を目指す農業者、それから生産法人等、地域の担い手への農地としての利用をあっせんしていくことを行います。

次に、多様な活用を図る地域でございますが、NPO法人等との連携によりまして、市民農園として活用する。それから、最近注目を集めておりますマルチハビテーション、都市住民の二地域居住としての活用とか、家畜の放牧地としての利用も行っていきます。

それから、以上のような農業生産活動や多様な活用を図ることが困難な地域におきましては、例えば山林に戻すなど土地利用の転換を図っていきます。

こうした取り組みによりまして、平成28年度には耕作放棄地率、先ほどの14.7%を6.2%とすることを目指していきます。

大沢委員

これまでも耕作放棄地の解消に向けてさまざまな取り組みが行われてきており、効果が上がった事業もあると聞いておりますけれども、今回の対策の考え方はこれまでの対策とどう違うのか伺います。

遠藤農政部長

耕作放棄地対策ですが、これまでは中山間地域等直接支払制度、これは中山間地域の農地を守る取り組み対して、直接支払いをするという事業、それから、県独自でも地域提案型遊休農地活用推進事業、これは地域の提案を受けまして遊休農地の解消・活用に向けた取り組みを推進するという事業でございますが、このような取り組みを行ってきましたが、結果といたしまして耕作放棄地の解消面積よりも、増加する面積の方が多いう状況となっております。今般、国といたしましても、全国におきまして耕作放棄地が大変増加しているという状況を踏まえて、その解消に向けて抜本的な対策を講ずることとしております。20年度から国としての抜本的な対策を講ずることを受けまして、県としても、今回、総合的な対策を打ち出したところでございます。具体的には、従来の個別の事業の実施を中心とした対策ではございませんで、今まで御説明いたしましたように、市町村ごとの計画に基づきまして、市町村単位で耕作放棄地を一筆ごとに管理して、地域の実情に応じて各種施策を総合的に進めることによって全体としてその解消を図る、これがこれまでの対策と違うところだと考えております。

大沢委員

今回の対策において耕作放棄地の解消を支援する事業の具体的な内容はどのようなものでしょうか。

遠藤農政部長

耕作放棄地解消の具体的な事業の内容でございますが、予算概要30ページの中段の記述を参照ください。まず1の耕作放棄地の再生活用促進事業費2,570万円でございますが、この具体的な内容といたしましては、まず市町村が策定する5カ年計画の策定を支援する事業、それから、耕作放棄地の条件整備をする抜根・整地などの支援事業、それから、先ほど申しましたマルチハビテーション促進計画策定のための支援事業の3つを内容としておりまして、それで2,570万円計上させていただいております。次に、2番目の耕作放棄地等再生整備支援事業費補助金ですが、これは県単独公共事業として圃場・農道整備など生産基盤を支援する事業でございます。さらに、これらの新しい事業に加えまして、先ほど申しました中山間地域等直接支払事業、農地・水・環境保全向上対策、その他担い手確保事業等、関連事業を活用しながら耕作放棄地解消へ向けて、地域の取り組みを促進していくこととしております。

（果樹王国やまなし輸出戦略事業について）

大沢委員

冒頭申し上げましたように、農業は国のものであるということや、今の日本の国からして食の安全ということを見ると、農業の振興というものが非

常に大事になってくると思います。ぜひ、もとである耕作放棄地の解消に向けてご努力をいただきたいことをお願いしながら、次に、経済成長が著しくまた市場規模も非常に大きい東アジア地域への販路拡大は、果樹王国の山梨の今後の命運を担っているとも言える重要課題であると思います。そこで、予算概要29ページの果樹王国やまなし輸出戦略事業について伺います。

まず最初に、県産果実の輸出はまだ始まったばかりであり、輸出にかかわる情報も少なく、輸出を拡大していくためには輸出相手国の商慣習、物流などの情報収集が非常に重要と考えます。明年度大田市場に「輸出促進センター」を設置することになっておりますけれども、この輸出促進センターはどのような組織で、どのような業務を行っていくのか伺います。

遠藤農政部長

「輸出促進センター」でございますが、現在東京の大田市場に県と農業団体で設置しております、県農産物インフォメーションセンターの中に併設する予定でございます。現在の県農産物インフォメーションセンターは、県職員2名と全農やまなしの職員2名の計4名で構成されておまして、主に大田市場におきます県産農産物の販売促進業務を行っております。さらに、この職員に「輸出促進センター」の業務も兼務させまして、新たに輸出拡大へ向けた業務を展開することとしております。具体的に申しますと、まずジェトロ（日本貿易振興機構）等と連携いたしまして、輸出ルートの開拓のための調査、競合する他県の輸出動向の把握、県産農産物の輸出を希望する貿易関係業者の相談対応、さらに進んで輸出商談のサポートなど、輸出にかかわる販売促進業務を実施する予定でございます。

大沢委員

なるべく答弁は簡潔にお願いします、時間が限られておりますので。

次に、海外における日本食ブームや安全に対する信頼性により、アジア諸国においても日本産の農産物の需要は増加し、特に桃など高品質な果物の人気が高いと聞いております。しかし、海外における本県の知名度はまだまだ低く、知事を先頭に、海外における販売促進活動を積極的に図るべきと考えます。明年度、知事は台湾においてトップセールスを行うことになっておりますが、どのような内容でありましょうか。

遠藤農政部長

本年6月に台湾で開催される「フードタイペイ」、これはアジア最大級の国際食品見本市でございますが、そのオープニングイベントに知事が出席いたしまして、本県産果樹のPRを実施する予定でございます。さらに、知事みずから台湾政府関係局や貿易関係団体等に対しまして、県産果実の取引拡大への働きかけを行うとともに、流通関係者、観光関係者も交えた交流会を開催いたしまして、輸出拡大と観光客の誘致に向けた情報交換を実施します。加えまして、台湾の有名百貨店において知事みずから本県産果実と観光資源のアピールを行う予定でございます。このように知事みずからのトップセールスによりまして、アジア諸国へ向けた本県産果実の取引拡大と、やまなしブランドの浸透に寄与する予定でございます。

大沢委員

果実の輸出額の目標を、チャレンジ山梨行動計画では、平成22年度に3億8,000万円、やまなし農業ルネサンス大綱では、平成28年度10億円としておりますけれども、輸出拡大にはどのような課題があり、これへの対応をどのように進めていこうと考えているのか伺います。

横内知事

まずやっぱり台湾が、山梨に限らず日本の果実の一番大きい輸出先ということですので、本県も台湾への桃などの輸出を力を入れていきたいと

考えているわけでありませんが、台湾の場合には非常に検疫が厳しくて、去年も、桃を、本格的に、大幅にふやそうとやったわけですが、害虫が発生して途中でストップしたようなこともありますから、検疫措置をきちっとしていくことが大事でございます。実際この選果をする指導員に対する技術研修だとか、あるいは、輸出検疫に対応するような選果の機械を入れるということをやりたい。そうやって台湾への輸出の促進を図ることが第1であります。

同時に、香港やシンガポールも非常に有望な輸出先だと思っておりますが、今はまだ輸出のルートが、バイヤーとのネットワークが十分できていないということがありますので、その辺をつくることから始めていかなければならないと思っております。その辺のところも検討課題であります。さらにはブドウとか干しガキにも輸出品目を拡大していくということも課題でありますし、同時に、やや長期的になりますけれども、現在は桃やブドウが禁輸状況になっていますが、中国本土、中華人民共和国に輸出ができれば、非常に大きな市場になりますので、引き続き中華人民共和国の政府とか、あるいは、日本の外務省、農林水産省といったところに桃やブドウの中華人民共和国の輸出の解禁を要請していきたいと考えております。

大沢委員 今お話がありましたように、海外への果実の輸出については力を注いでいると同時に、山梨県といえばやはりワインでありますから、そのワインの販売についても力を注いでいただくことをお願いしながら、以上をもって質問を終わります。

臼井委員長 大沢委員の質疑が終了しました。
次に、浅川委員の発言を許します。

（ウイルス性肝炎緊急対策事業について）

浅川委員 私はC型肝炎対策についてお聞きいたします。C型肝炎につきまして先日の本会議で質問し、横内知事からも大変力強い答弁をいただきました。この問題は私のライフワークであります。ですから、少しでも多くの方に肝炎の問題について、また、県の肝炎対策について知ってもらいたいと思います。そこで改めてこの場をかりて質問いたします。

そもそも私がこの問題に関心を持ったのは、私の地元である北杜市、また、山梨県全体としてC型肝炎の患者が非常に多いからであります。そこでまず確認の意味も含めて、本県のC型肝炎患者の感染者の状況はどうなっているのかお聞きいたします。

中澤福祉保健部長 18年度、市町村で実施しました検診の結果によりますと、本県の感染率は1.26%でございます。全国の平均は0.82%でございますので、その約1.5倍であります。また、全国で見ますと、都道府県で高い方から4番目という状況でございます。また、C型肝炎の患者・感染者でございますけれども、これまでの市町村の検診で把握したということが前提でございますが、約2,300人という状況でございます。

浅川委員 今、部長の方から2,300人という説明がありましたが、私は判明していない感染者も含めると県内には7,000人以上の感染者がいると思います。では、なぜC型肝炎対策が重要なのか、それはC型肝炎がいずれ肝硬変、肝がんにつながっていくからであります。肝がんの原因の8割はC型肝炎、B型肝炎も含めると肝がんの9割がウイルス肝炎を原因とするものであり、

つまり肝炎を早い段階で発見して治療すれば、肝がんにならずに済むわけがあります。山梨県はC型肝炎の感染率が高いことからわかるとおり、肝がんの死亡率も高く全国で11番目、東日本では1番であります。実際、私の地元でも肝がんで亡くなっている方がトップであると聞いております。

このように、山梨が深刻な状況にある中で、県は肝炎ウイルスの無料検査の拡大と肝炎の治療費助成など、さらなる肝炎対策に取り組もうとしています。このうち無料検査については、現状では、県内に5カ所しかない保健所で行っているところではありますが、先日新聞でも報じられたとおり、薬害肝炎に対する関心もあって検査の申し込みが急増しているところでもあります。そうした中、保健所に加え、医療機関でも無料検査が受けられるというのは、住民にとってありがたいことです。しかしながら、問題は住民にとって身近なところで検査を受けることができるかどうかということであり、身近なところで受けられないのであれば結局は同じことでもあります。この無料検査はどういった医療機関で受けることができるのでしょうか。

中澤福祉保健部長 無料検査の委託先でございますけれども、原則として、内科とか消化器科などの肝炎の治療ができる医療機関を予定しておりまして、現在、医師会等を通じて募集しております。現時点で、県内各地域でございます157の診療所や病院から申し出がありまして、4月から実施するわけでございます。保健所の無料検査に加えまして、大幅に検査の機会がふえると考えております。

なお、医療機関での検査を希望する方は保健所に申請をしていただきまして、受診券の発行を受けていただくということになります。

浅川委員 これは4月から始まるということですが、あと2週間しかありません。ぜひとも多くの方に検査を受けていただきたいと思うので、そのためにもできるだけ早く検査を受けられる医療機関を決定し、周知してほしいと思います。次に、治療費助成についてお聞きします。まずこの治療費助成の対象であります。インターフェロン治療を行う方であれば、だれでも助成を受けられるのでしょうかお尋ねします。

中澤福祉保健部長 対象となりますのは、B型・C型肝炎ウイルスの除去を目的としたインターフェロン治療で、保険が適用される方ということでございます。また、副作用とか合併症でこのインターフェロン治療ができない場合、あるいは、重症化し既に肝がん等を発症している場合には対象外となります。希望者は、県が認定協議会というのを設置いたしますので、そこで医師の診断書等をもとに、対象となる治療かどうかを審査の上、認定を受けることが必要となります。

浅川委員 このインターフェロン治療は月に10万円近くかかる場合もあり、患者の経済的負担が大変大きくなります。そのためこれまで治療を断念してきた方もいます。今回、県がインターフェロン治療に対し助成を行うというのは、患者にとって大きな負担軽減になります。これについては、先日の本会議で知事の答弁で、所得に応じた自己負担額が設定されるということでしたが、その内容はどのようなものなのか簡単に説明していただきたいと思います。

中澤福祉保健部長 この内容でございますけれども、患者の所得に応じまして、月に5万円、3万円、1万円の自己負担を設定いたします。治療費がこの自己負担額を上回った場合、その額を県と国で負担するという仕組みでございます。自己負

担額は患者の世帯の市町村民税所得割の課税年額に応じて決めまして、具体的には、課税年額が6万5000円未満の場合、自己負担額は1万円、23万5,000円以上の場合は5万円、その中間の場合は3万円となっております。なお、助成期間は、原則として、その人にとって1年間を限度といたします。

浅川委員

先ほども言ったように、私は県内にC型肝炎の患者や感染者が7,000人以上いると見ています。今回の県の予算ではどれだけの人数分計上しているのか、また、それでこれだけの人数に対して十分なのかお聞きいたします。

中澤福祉保健部長

山梨県のC型肝炎の感染率は、過去5年間の平均で全国平均より約1.3倍高い状況でございます。そのため、来年度の当初予算の計上に当たりましては、国が積算した全国の対象人数を人口割りした数字に1.3の補正をしております。具体的に申しますと、国は年間で10万人と想定しております。山梨県の人口比で見ますとこれに相当するのは700人でございます。それに1.33を掛けて930人分を計上させていただきます。また、この治療助成につきましては、国の制度として事業期間が7年間でございますので、これに単純に7年掛けますと約6,500人、対象外の方もおりますのでカバーできるのではないかと。いずれにつきましても、毎年度の申請の状況を見まして、対象となる方すべてが助成を受けられるように努めてまいります。

浅川委員

その点についてはぜひ漏れのないようにしてほしいと思います。

次に、薬害肝炎との関係についてお聞きいたします。今回のような治療費助成制度ができることになった1つのきっかけは薬害肝炎訴訟であります。薬害患者の多年にわたる活動が薬害の救済をかち取っただけでなく、インターフェロン治療に対する助成制度への道も開いたと考えられます。ただし、ちょうど薬害救済の動きと並行してこの治療費助成の仕組みができ、それぞれの関係がよくわからないとの声も聞こえてきています。薬害肝炎の患者もインターフェロン治療助成の対象になるのではないのでしょうか伺います。

中澤福祉保健部長

薬害肝炎患者につきましても、今回の治療助成の要件を満たしていれば対象となります。なお、1月に施行されました救済法でございますが、裁判所で薬害との因果関係が認められた方には、症状に応じまして国から1,200万円～4,000万円の給付金が支給されることとなっております。

浅川委員

さて、県は今年度からC型肝炎を早期に発見して治療に結びつけていくため、北杜市においてモデル事業に取り組んでいます。私も毎回住民を対象としたセミナーに出席してまいりました。本日も、午後、長坂を会場にセミナーが開催されています。毎回100人を超える多くの方が集まり、熱心に講師の話聞いております。これだけ多くの方が参加しているのは、北杜市や患者会である北杜肝友会の熱心な働きかけもあったとは思いますが、やはりそれだけこの問題にみなさん関心があるということだと思われまます。そして北杜市でこれだけ関心があるということは、他の感染率の高い地域でも同じではないかと思えます。この北杜市での取り組みを他の地域へも広めていく必要があり、山梨県には地方病の影響などもあって感染率の高い地域がほかにもあり、事実、甲斐市や早川町でも感染率が高かったと認識していますが、甲斐市や早川町のC型肝炎の感染率はどのようになっているのか、また、県では北杜市のモデル事業の成果を、どのようにして他の市町村に普及させて

いくのか伺います。

中澤福祉保健部長 平成18年度のこれも市町村検診によりますと、県全体の感染率が1.26%であるのに対しまして、甲斐市の感染率は2.8%、早川町は12.5%、北杜市は2.2%でございます。この早川町の12.5というの、母数が少ないため感染率が高めになっているのではないかと考えております。また、今年度実施しましたモデル事業につきましては、来年度、この北杜市での成果を検証させていただきまして、他の市町村でも活用しやすい保健指導モデルというものをつくっていきたいと考えております。このモデルにつきましては、保健所ごとに説明会を開催するなど、市町村に対しまして導入を強く働きかけていきたいと考えております。地区セミナーの開催とか肝炎手帳の活用といったものでございますけれども、その際には、先進地であります北杜市にも御協力を求めていきたいと考えております。また、来年度開催するシンポジウムにおきまして、この北杜市のモデル事業の成果を紹介する機会も設けたいと考えております。

浅川委員 私はこのモデル事業が、先ほどの無料検査や治療費助成事業が効果を発揮するかどうかのかがを握ると思います。ぜひこのモデル事業を成功させ、県全体に広げて行ってほしいと思います。

最後に、知事にお聞きいたします。平成19年度からこのようなモデル事業を初めとする県の肝炎対策がスタートしたのも、私は、ひとえに横内知事の決断があったからこそとっております。私も肝炎患者のためにこれからも努力してまいります。知事にもこの肝炎対策に力を入れていただきたいと思っております。そこで、最後に、知事の肝炎対策にかける意気込み、決意のほどを伺います。

横内知事 B型肝炎・C型肝炎は我が国の最大の感染症だと言われておりますけれども、特に本県の場合にはC型肝炎の患者感染者が多い、また、肝がんによる死者も全国平均から見ても多いという状況でありますので、県民の皆さんの不安もそれだけ多いと思っております。したがって、県としては、この肝炎対策というものは、県民の生命と健康を守る上で大変に重要な課題だと考えております。今、部長から御答弁しましたように、来年度は、無料検査の拡大だとか、あるいは、インターフェロン治療に対する助成措置を講ずるわけでありまして、同時に、議員が今おっしゃいました、北杜市において実施しているモデル事業、これは議員の長年の御努力を受けて、実施しているものでありますけれども、その成果も出てきておりますので、これを県に広げていく、モデル事業の成果を県に広げていくということもやりまして、この肝炎対策に対する施策をさらに充実をしていきたいと考えております。

浅川委員 知事の決意をお聞きし大変心強く思います。私は山梨県が肝炎対策においてぜひとも先進県となってほしい、そして一人でも多くの患者感染者が救われてほしい、そのことを期待して質問を終わります。

臼井委員長 浅川委員の質疑は終了しました。
次に、保延委員の発言を許します。

（商工業振興資金貸付金など中小企業への金融支援について）

保延委員 今、日本はサブプライムローンを契機に、急激に円高・ドル安等の状況になりまして、大変厳しい経済状況が続いております。そこで商工業振興資金

貸付金など、中小企業への金融支援について幾つかお伺いいたします。

まず44ページ下の事業「県信用保証協会に対する損失補償（債務負担行為）」の内容についてお伺いをいたします。

横森商工労働部長 内容でございますが、信用保証協会に対する債務負担行為の設定につきましては、中小企業向け融資制度であります商工業振興資金の中から、小規模企業サポート融資など特定の融資につきまして、信用保証協会が損失を受けた場合、県がその損失の一部を補てんするというものでございまして、具体的に申し上げますと、例えば小規模サポート融資のような場合、平成20年度に貸し付けを行いまして、将来、借り手であります中小企業者が金融機関に返済できなくなった場合、信用保証協会が金融機関に対しまして代位弁済を行うこととなりますので、その信用保証協会が受けます損失のうち55%を県が補てんするものでございます。

保延委員 平成20年度の債務負担行為については承知いたしましたけれども、平成19年度以前に貸し付けた商工業振興資金についても債務負担行為が設定されているということで、その点はそれでよいのか、また、債務負担行為に基づいて県がこれまでに信用保証協会に対して行った損失補償について、ここ数年の実績をお伺いいたします。

横森商工労働部長 信用保証協会の損失補償でございますが、貸付期間が長期にわたるためにこれまでも債務負担行為を設定しております。実績でございますが、平成15年度は176件ございまして1億3,998万円、平成16年度は190件ございまして1億2,737万円、17年度につきましては160件、1億720万円、18年度につきましては203件ございまして1億3,006万円、19年度でございますが、見込みといたしまして199件、1億717万円を予定しております、ここ数年間は大体1億円台前半で推移しております。

保延委員 県が保証協会に対し、毎年1億円を超える損失補償を行っているということは、中小零細企業の資金繰りに大いに役立っていると思います。

ところで、知り合いの中小企業業者から、会社の経営状況が悪くなった途端に、金融機関から信用保証協会の保証を求められるといったような話を聞くわけですが、状況が悪いところだけが保証協会を利用するといったことであれば、信用保証制度は成り立っていかなくなると思います。状況のよいところも悪いところも合わせて、多くの中小業者が信用保証協会を利用することが、保証協会の経営にとっても重要であると考えます。保証協会の経営状況は、現状どういうふうになっているのかも、あわせてお伺いいたします。

横森商工労働部長 保証協会では、中小企業者からの保証の申し込みに対しまして、財務内容などにつきましては独自の基準で審査をしております。平成18年度からは中小企業者の経営状況を考慮した保証料率の弾力化ということが実施されまして、経営状況の良好な企業につきましては保証料率を低く抑える、また、状況の厳しい企業につきましては、従前に比べまして保証料率を高くとるということで、保証が得やすくなったと考えております。また、保証協会の保証制度に多くの中小企業者の皆さんが御利用いただくように、保証協会では経営支援室を設けておりまして、さまざまな相談に応じるとともに、商工団体と連携をいたしまして制度の周知に努めているところでございます。

経営状況でございますが、平成14年度以降5期連続で赤字でございます。

この主な要因といたしましては、資金需要の低迷によります保証料収入の減少、長期にわたります業況の低迷によります代位弁済の高水準での推移、そのようなものが挙げられるのではないかと思います。

保延委員 今、保証協会の収支が5年連続で赤字ということではありますが、県は保証協会に対しまして、先ほどの損失補償以外にも、こういった支援を行っているのか聞きたいと思います。

横森商工労働部長 保証協会では、平成20年度の収支の黒字化を目指しまして、経営改善を進めてきたところでございますが、このところの企業倒産が大変高水準で推移しているということで、代位弁済も増加しておりまして、平成20年度の黒字転換は大変難しいのではないかと状況でございます。そのために、保証協会では改善計画の見直しを行っているところでございます。保証協会には、これまでも、県から総額23億円に上ります基本財産への出捐を初めといたしまして、さまざまな支援を行っているところでございまして、平成20年につきましては先ほど説明いたしました損失補償のほか、特定融資につきまして保証料を補助するため1億3,000万円余りの予算計上をしております。また、運営費につきましても助成するなど、保証協会の積極的な保証を促すための必要な支援を行っているところでございます。

保延委員 今、県の保証協会に対する支援の内容はわかりました。信用保証協会は、担保、保証人が用意できない多くの中小企業にとって、資金調達のための最後のよりどころであり、中小企業の信用の円滑化を図るため、今後とも県の保証協会に対する積極的な支援を要望いたします。

ところで、昨年10月から保証制度が変わりまして、責任共有制度が導入されました。それまで保証協会が負担してきたリスクの一部を、金融機関が分担するということになり、金融機関が融資に慎重になることが懸念されるわけでございます。そのことについて本会議でも取り上げられたと記憶しておりますが、その後の状況はいかがでございでしょうか。

横森商工労働部長 責任共有制度の県内企業への影響でございますが、制度が導入されました昨年10月から今年度1月までの4カ月について、保証協会の保証状況を見てみますと、前年同期に比べまして件数、金額とも1割ほど減少してございます。ただ、これは、このところ、中小企業向けの融資が減少傾向にありますので、保証協会では、責任共有制度の導入によるものかどうかという判断は難しいと申しております。また、県内の金融機関からは制度導入後も融資姿勢には変更はないと説明を受けておりますので、今後もその動向については注視していきたいと思っております。

保延委員 責任共有保証制度の影響については、まだはっきりしていないということではありますが、日銀の甲府支店によれば、まだまだ県内は足踏み傾向より下の様な感じとしましても、今の状況は厳しいことがあると思います。原油・原材料価格の高騰などによりまして、中小零細企業の経営はますます厳しいことになると思います。そういった中で、金融機関が業績の悪い企業への融資をちゅうちょするようなことが懸念もされるわけでございます。

そこで、県は、来年度予算でどのような対策を講じていくのかお伺いいたします。

横森商工労働部長 平成20年度の中小企業への金融支援でございますが、この1月に創設い

たしました原油・原材料価格高騰対策緊急融資を引き続き実施してまいります。また、商工業振興資金全体で総額140億円の融資額を確保いたしまして、中小企業者の資金需要にこたえてまいりたいと思っております。中でも、責任共有制度の導入に伴いまして創設いたしました、保証協会が100%保証いたします小規模企業サポート融資につきましては、融資枠を60億円確保いたしまして、この利用の促進を図るため、損失補償、あるいは、保証料の補助ということを行いまして、今後とも景気の状態を注視しながら、適時・適切な金融対策を実施していく考えでございます。

保延委員

来年度の小規模企業者向けの予算についてはわかりましたが、予算があっても利用されなければ絵にかいたもちで終わってしまうところです。とにかく利用の促進にしっかり取り組んでいただきたいと思えます。

ところで、先月22日に県内大手建設業の1つである長田組土木が民事再生法の適用申請を行いまして、3月3日には東京地裁から再生手続の開始決定を受けたと承知しております。報道によれば債権者は400～500社にも及ぶと言われております。25日にはそれに伴う連鎖防止融資の拡充などの対応策が発表されました。

そこで、下請企業や取引先企業などの資金繰りの相談件数や、連鎖倒産防止融資の利用状況はどういうふうになっているのかお伺いいたします。

横森商工労働部長

長田組土木の民事再生の適用申請を受けまして、県を初めといたしまして商工団体等に相談窓口をセットしまして、下請企業や取引先企業などからの相談に応じているところでございます。金融相談のほとんどが資金繰りの相談でございまして、連鎖倒産防止融資のほか不況業種対策融資など、県の制度融資の利用を紹介しております。3月14日現在で金融相談が68件ございまして、このうち融資決定は1件になっております。3月13日付で国の大型倒産の指定を受けましたので、保証協会が100%保証いたしますセーフティネット保証が利用できることになりましたので、連鎖倒産防止融資の利用の増加が見込まれるのではないかと考えております。今後とも、金融機関を初めといたしまして商工団体と連携をいたしまして、金融相談に応じるとともに、県の制度融資や保証制度の積極的な利用を呼びかけまして、関係企業の資金繰りを支援していきたいと考えております。

保延委員

相談件数は相当あるものの、まだ融資決定に至っていないものが多いとのことですが、これから年度末の資金繰りの時期を迎える中で、下請企業や取引企業にとっては資金繰り等の不安が大変大きいと思えます。今後とも連鎖倒産防止融資など制度融資の周知・活用などによりまして、中小業者への金融支援をしっかりと取り組んでいただきたいと思えます。こういったことを要望いたしまして私の質問を終わります。

臼井委員長

保延委員の質疑は終了しました。
次に、望月委員の発言を許します。

（国民文化祭の開催について）

望月委員

私は平成20年度当初予算全般について何点が質問いたします。

予算概要89ページ「国民文化祭の開催」関連についてお尋ねします。私の住む南部町には、江戸時代から内船歌舞伎が伝わっています。伝承者の減少により、一時衰退への道をたどったものの、地域の有志や青年団活動などによって何とか保存・継承してきました。昭和50年には、町民に呼びかけ

て内船歌舞伎保存会を設立し、翌年には町の無形文化財に指定されたところ、今では小・中学生を中心とする子供歌舞伎と、大人が演ずる歌舞伎が、毎年1回、12月に地元文化ホールで公演され、町の活性化に大いに貢献しています。私は地域に伝わるこうした伝統文化などを掘り起こし、次の世代へと伝える活動を通じて、自分たちのふるさとに誇りと愛着を持ち、また、それを全国に発信し、多くの人々と交流を深めていくことにより、それぞれの地域が活性化していくものと考えます。国民文化祭の開催はこうしたことの大きな契機になると期待するものであります。そこで幾つか伺います。

まず国民文化祭開催に向けて今後どのようなスケジュールで準備を進めていくのか伺います。

興石県民室長

国民文化祭の準備スケジュールでございますけれども、本年度から、開催に当たりまして大きな役割を担っていただく市町村であるとか、芸術文化団体に対しまして、順次、説明会を開催するところでございます。明年度の平成20年度でございますけれども、県内各界各層の参加をいただきまして、基本構想検討委員会を設置いたしまして、大会の青写真となります基本構想の策定に取り組んでまいります。また、平成22年でございますけれども、県で実行委員会を設立するとともに、開催地であるとか会場、開催日などを盛り込みました実施計画大綱を策定するなど、具体的な準備作業を進めていく考えでございます。それから、開催2年前となります平成23年度には、各市町村に実行委員会を設置していただきまして、それから、開催要項や募集要項などを内容といたします事業別実施計画を策定してまいります。このような準備を進めまして、平成24年度にはプレ大会、25年度に国民文化祭を開催するといったものが、現在、予定しておりますおおむねのスケジュールでございます。

望月委員

次に、そうしたスケジュールの中で来年度は具体的にどのようなことに取り組んでいくのか伺います。

興石県民室長

明年度の取り組みでございますけれども、明年度は大会の構想を描くとともに、芸術文化活動の活性化などの環境づくりを進めてまいりたいと思っております。まず基本構想の検討でございますけれども、県内各界各層の代表約30名からなります基本構想検討委員会を設置いたしまして、2カ年をかけまして、山梨大会の基本方針であるとか、テーマ、会期、事業の実施分野などを検討することといたしております。また、環境づくりの取り組みといたしまして、芸術文化活動者の茨城大会への参加・視察を行うための国民文化祭の派遣事業であるとか、芸術文化団体によります新分野育成事業などに対して助成いたします芸術文化普及・交流促進事業、さらに、県民文化祭を充実させるために新たな分野の加入であるとか、若者の加入促進を図ります強化対策事業などを実施してまいります。

望月委員

県内のどこの地域も少子高齢化が進み、お年寄りの皆様が元気で頑張っている状況で、芸術文化活動などもまさにその傾向が強くなっていると思われませんが、ぜひ国民文化祭に向けて若者のエネルギーもあわせて結集できるような、創意工夫を凝らした取り組みを期待いたします。

ところで、今年度は徳島県で第22回国民文化祭が開催されました。徳島県といえども阿波踊りを連想するように、「踊る国文祭」と銘打ち、徳島県内全24市町村が開催会場となって、さまざまなジャンルの約90ものイベントが実施されました。9日間の開催期間中、各イベント開催会場は

県内外から延べ80万人近くの来場者でにぎわったと聞いています。本県では平成20年度から2年かけて、国民文化祭の青写真となる基本構想を策定をしていくとのことですが、本県はどのような国民文化祭を目指していくのか伺います。

輿石県民室長

本県が目指す国民文化祭でございますけれども、この開催を契機といたしまして本県の文化力の向上につなげるとともに、県民が地域の文化を見詰め直しまして、地域への愛着と誇りを高めていくような、意義ある大会にしたいと考えております。また、山梨の持つ魅力を全国に発信いたしまして、本県のイメージアップにつながる大会となるように、創意工夫を凝らしていきたいと考えております。また、大会の内容につきましては、明年度からの基本構想検討委員会の中で、検討してまいるわけでございますけれども、音楽、美術、文芸などの芸術文化活動に加えまして、各地域ではぐくまれてまいりました特色ある文化や伝統文化、さらには、富士山であるとかワイン、ジュエリーといった自然や地場産業などと結びついた全国に誇れる文化を最大限に活用いたしまして、山梨ならではの特色ある国民文化祭をつくり上げてまいりたいと考えております。

望月委員

山梨ならではの特色ある祭典となるよう、私も地元の魅力的な資源を掘り起こし、全国に自信を持って発信できるように磨きをかけていきたいと思っています。

最後にお尋ねしますが、国民文化祭の開催会場となる各市町村においては、今後、開催に向けてさまざまな準備を進めていくわけですが、そうした活動を通してそれぞれの地域の連携・連帯が強まるきっかけになれば、地域の文化力やコミュニティの力も高まり、地域全体の活性化への大きな原動力にもなると考えています。そうした意味からも、県民総参加の国民文化祭となることが大切であると考えます。

そこで、県民への周知徹底や機運の醸成などをどのように図っていくのか伺います。

輿石県民室長

県民への周知などにつきましては、市町村と連携しながら、国民文化祭の開催意義であるとか、内容などの情報をホームページであるとか、広報誌などを通じまして積極的に提供してまいります。また、文化イベントなどさまざまな機会をとらえまして大会をPRしてまいります。また、市町村や文化団体には、早い段階から先催県の状況を視察していただいたり、出演・出品していただくなど、大会に対する理解と関心を高めていきたいと思っております。さらに、基本構想の策定に当たってでございますけれども、県民の方々からアイデアを募集いたすことによりまして、参加意識の醸成を図りたい、また、検討委員会の検討状況も公開してまいりたいと考えております。

国民文化祭につきましては、県民一人ひとりが観客としてはもちろんのこと、出演者であるとか発表者としてあるいはボランティアとして、また、あるいはアイデアの提案者として出番があるものでございますので、今後さまざまな場面へ多くの県民が参画できるような仕組みを検討して、県民総参加の大会にしていきたいと思っております。以上でございます。

（医師確保対策について）

望月委員

どうもありがとうございました。

次に、予算概要78ページ「医師確保対策」についてお尋ねします。医師不足の問題は全国的に深刻化していますが、本県でも、特に峡南地域や富士

東部地域でも、産科医が足りないため分娩の取り扱いを中止したとか、十分な救急体制を組めなくなったなど、我々の安心を脅かすような事例が近年特に多くなってきています。医師の中でも特に病院に勤務する医師が足りないことが問題となっていますが、これらの医師を確保するためには本県での勤務を促すということと、現在勤務している医師をやめさせないようにするという、2つの面から取り組んでいく必要があるのではないかと考えています。このような観点から、以下、質問に入ります。

初めに、平成16年に始まった医師臨床研修の必修化に伴って、都市部の民間病院等に若手医師が集中し、地域で医師が足りなくなったと言われていますが、本県の状況はどうか、また、これについて県はどう考えているのか伺います。

中澤福祉保健部長 臨床研修制度が導入されました平成16年の本県の医師総数でございますが、導入前と比較して減っている状況でございます。また、平成16年以降、山梨大学医学部に入局した医師数も以前と比較しまして大きく落ち込み、半分近くに減ったと聞いております。これに伴いまして、地域の公立病院等に派遣していた医師を、引き上げざるを得ないという状況になっていると承知しております。本県の病院におきまして臨床研修を希望する医師の数でございますが、募集数を満たさない状況でございます。医師確保を図る上でこの臨床研修医を本県にいかに定着、また、確保していくかというのは、非常に重要な課題であろうと思っております。

望月委員 次に、県は医師修学資金貸与事業や、臨床研修医の定着・確保事業など、若い医師に山梨県で働いていただくための事業を実施していますが、その成果についてどのように評価しているのか伺います。

中澤福祉保健部長 まず、昨年、創設させていただきました医師修学資金貸与事業でございますが、173人と多くの医師から応募がございまして、近い将来、本県に定着する医師の増加が期待できるのではないかと考えております。また、医学生を対象とした合同説明会、これは東京で開催いたしまして、本県のブースに55名の方が訪れてくれたということもありますし、また、臨床研修指導医を養成する。指導医に魅力があれば臨床研修医が来ますので、そういった指導医の研修も実施しております。こういったことを通じまして、臨床研修医の定着・確保に向けた取り組みが一步一步進んでいると思っております。また、山梨大学におきまして、このたびの入試で、推薦入試の地域枠というのを創設させていただきました。これは医師免許取得後の一定期間、本県で診療に従事することを確約していただきながら、推薦地域枠ということで入試をしていただくのですが、30人の枠を創設させていただきましたし、また、地域医療に理解ある医師を養成するための地域医療学講座というものを、山梨大学で開設していただけるということでございますので、こういったもので、今後、成果の一層の向上が図られるのではないかと考えております。

望月委員 また、特に産科医、小児科の勤務医が病院を去っていく主な原因として、昼夜を問わない過酷な勤務を強いられていることが指摘されている中、これらの医師をやめさせないようにするには、彼らの負担の軽減を図ることが何よりも重要と考えますが、どのような取り組みをしているのか伺います。

中澤福祉保健部長 まず産科医でございますけれども、明年度、負担を軽減することも1つの目的としまして、助産師外来の導入を促進していきたいと考えております。

また、小児科医でございますが、これは、平成17年3月に、甲府に小児初期救急センターを設置しました。それで多数の初期救急患者がここで対応したことによって、病院勤務医の負担軽減が図られたと、これはもう実態として出てきております。現在、富士・東部地域における新たなセンターの設置に向け検討を進めております。今後、この地域における小児科勤務医の負担軽減だけではなくて、実は内科医も初期救急を担っておりますので、内科医の負担軽減にも役立っていくのではないかと考えております。また、花粉症等でも、休日夜間、病院に行かれるという傾向がありますが、これが医師を疲弊させる一因でもありますので、こうしたことから昨年8月から実施しています小児救急電話相談事業などを通じまして、県民の皆様には適切な医療機関の利用を促していきたいと思っております。これらの取り組みを通じまして、勤務医の負担が少しでも軽減されるよう努めまして、安定的、継続的に医師が確保できる環境づくりに努めていきたいと考えております。

望月委員

どうもありがとうございました。私が言うまでもなく、今、産科医不足は非常に深刻化しており、地域の病院では一日も早く、また、一人でも多くの医師の確保を望んでいます。また、その願いは地域住民の切実なものであることを十分理解し、県が取り組む方策が多くの医師に伝わるよう、しっかりとPRをしていただくとともに、知事や県幹部の皆様ができるだけ多くの医療関係者と会い、医師の派遣を強力に要請するなど、より一層積極的な対応をお願いしまして私の質問を終わります。

白井委員長

望月委員の質疑が終了しました。
次に、河西委員の発言を許します。

（明野廃棄物最終処分場について）

河西委員

まず予算概要100ページの廃棄物の最終処分場についてお伺いします。今、全国的に廃棄物問題が大変深刻化しており、本県においても廃棄物の総合計画を策定して、環境の負荷を軽減する取り組みを強力に進めていただいているわけですが、それでもなお残る大量の廃棄物については、最終処分場がないため県外に処分を依頼しているということで、大変憂慮にたえない状況にあります。これまで産業界からもたびたび最終処分場の早期建設について要請されており、処分場の確保は大変重要な問題であると思っております。明野の処分場については、全国でトップレベルの安全性を備えた施設として、本県初の公共関与による処分場として、平成18年10月に建設工事に着手されましたが、現在の工事の進捗状況と今後のスケジュールについて伺います。

今村森林環境部長

明野最終処分場の建設工事の進捗状況について、2月末の進捗率はおおむね3割程度となっております。これまでのところ順調に進行していると思っております。内訳としては、本体の建設工事が42%、水処理施設の工事関係が20%ということで、全体とすれば34%という状況になっております。今後、遮水工事や水処理施設の工事などが本格化することになりますが、安全面には十分配慮しながら整備を進めていきたいと考えています。また、処分場の具体的な管理運営方法等が重要であり、公害防止協定に基づいて、学識経験者や地元の代表者で構成する安全管理委員会において、細目的な事項について検討されています。今後も環境整備事業団と十分な連携を図りながら、平成21年度の操業開始に向けて諸準備に万全を期していきたいと考えています。

河西委員 この明野処分場については、環境整備事業団によって建設されて、運営及び管理が行われることとなりますが、県は環境整備事業団にどのような支援を行っていくのか、また、平成20年度当初予算に最終処分場整備推進費23億700余万円を計上していますが、この内容についてお伺いします。

今村森林環境部長 環境整備事業団へどのような支援をしているかですが、基本的には建設費の補助金を出しています。また、県から派遣される職員の人件費については、派遣法に基づいて補助を行っています。あとは、補助金の交付と、無利子貸し付けという形で建設費の助成を行っています。平成20年度当初予算の23億700余万円の主なものとしては、1点目は産業廃棄物の処理施設の整備事業費補助金として、1億9,600余万円を計上していますが、これは環境整備事業団が行う処分場の施設整備に対して、国とともに補助対象事業費の4分の1を補助していくものです。また、安全対策費等補助金として4億8,500余万円計上していますが、これは、最終処分場の地元合意に基づき、さまざまな国の基準を上回るような安全対策を行っており、この分についての助成です。それから、最終処分場の整備資金の貸付金が15億3,900余万円となっていますが、これは処分場の建設において環境整備事業団の財政負担を軽減し、円滑な施設整備が行われるよう無利子貸し付けを行うものです。

河西委員 しっかり進めていただきたいと思いますが、関連して笛吹市境川町の次期処分場についてお伺いします。将来にわたって安全な廃棄物の最終処分場を確保していくことは、明野処分場に続く次期処分場の整備についても大変重要な課題だと考えています。昨年12月に笛吹市境川町上寺尾が次期処分場の建設地として決定されましたが、これまでの経過、経緯と今後のスケジュールについてお伺いします。

今村森林環境部長 境川町の上寺尾地区で応募があった最終処分場の今後のスケジュールですが、昨年3月に笛吹市の境川町上寺尾区からの処分場の応募書が県に提出されました。また、昨年11月、峡東地区の最終処分場整備検討委員会で、処分場候補地として適当であるという意見集約がされ、昨年12月に県で建設地として決定しました。今後のスケジュールについては、現段階では暫定的になりますが、明年度から処分場の建設に向けた環境アセスメント、また、基本計画、基本設計に取り組んでいきたいと考えており、今後、順次必要な手続を実施して、早ければ平成23度に建設工事に着手し、平成26年度中の操業開始を目指したいと考えています。

河西委員 明野最終処分場は、受け入れる廃棄物として焼却灰は入らず、熔融固化したものに限定されているわけですが、次期処分場はどのような処分場として整備していくのかお伺いします。

今村森林環境部長 明野の処分場では受け入れない焼却灰や飛灰などを含むいわゆる一般廃棄物3品目と産業廃棄物の14品目、合計で17品目の廃棄物を受け入れます。面積は6ヘクタール以上、埋立期間も15年以上ということで、管理型の処分場の整備を計画しています。施設の安全性等についても、明野に準じて二重の遮水シートやベントナイトの混合土を組み合わせた多重遮水構造とするなど、国の基準を上回る施設にしており、地域住民の理解を得ながら明野処分場に続く安全で安心の施設、処分場の整備に取り組んでいきたいと

考えています。

（特別養護老人ホーム整備費補助金について）

河西委員

私も今まで広域の管理者をしていた過程がありますが、この大量の焼却灰の処理は大変苦勞して、県外へ何力所も委託して、毎年、毎年、更新しているという大変苦勞した経過があります。今オオタカという話もありますが、次期処分場はほんとうに地元、また、下流地域や職員の配置等を含めて、しっかり合意形成を図ることが大事だと思いますので、ぜひ完成できるよう最大の努力をお願いします。

次に、高齢化がますます進展する中で、高齢者が介護を必要とする状態になっても、在宅や施設で適切な介護サービスを受けられ、安心して生活できる社会を築く必要があると思います。中でも自宅で生活できなかった方々を入所させ、24時間の介護を提供する施設として、特別養護老人ホームは大変重要な柱だと考えています。そこで予算概要70ページの特別養護老人ホーム整備費補助金について、平成20年度当初予算に8,700万円余りが計上されていますが、この補助事業の内容と金額の積算根拠についてお伺いします。

臼井委員長

質疑、答弁もできるだけ簡潔にしてください、時間がありませんから。

中澤福祉保健部長

4人部屋等の多床室の一部をユニット型施設へ改修する、特別養護老人ホーム2施設に対して助成するもので、補助単価は1床当たり168万3,000円で、2施設延べ52床です。

河西委員

これまで建設されてきた特別養護老人ホームは、4人部屋を中心とした施設が多かったわけですが、ユニット型というのは設備の面でどのような特徴があるのでしょうか。また、現在県内においてどの程度このような整備がされているのかお伺いします。

中澤福祉保健部長

特別養護老人ホーム内において、個室を10室程度のグループに分けて、それぞれを1つの生活単位であるユニットにした施設で、ユニットごとに食堂や談話スペースなど共用部分を設け、専属の介護職員を配置するものです。県内の整備状況ですが、広域型特養56施設のうち15施設がユニット型施設で、合計ベッド数3,543床に対して820床、比率にして23.1%という状況です。このほか最近では市町村が整備する地域密着型の特養があり、これが3施設、ベッド数で76整備されており、これはすべてユニット型です。先ほど申し上げた広域型と地域密着型を合計したユニット型施設の整備率は24.8%という状況です。

河西委員

特別養護老人ホームをユニット化するという事は、国の施策として推進していると理解していいのか、また、ユニット型施設にはどのような効果があるのかお伺いします。

中澤福祉保健部長

国では平成14年度から施設における生活環境の改善のために、新設する特別養護老人ホームはユニット型を基本とするという方針を示して、この整備を促進しています。このユニット化の効果ですが、個人の生活のリズムに合わせたきめ細かなサービスが提供できることや、個室ですのでプライバシーの確保とか、入所者の家族の気軽な来訪ということがあります。家庭的な雰囲気の中で在宅に近い環境の中で生活ができるというのが、最大の効果で

はないかと思っています。

河西委員　　それでは、今後はユニット化などへの施設改修が中心となっていくのでしょうか。これまで進めてきた広域型の特別養護老人ホームについては、新たに建設する予定はないのかお伺いします。

中澤福祉保健部長　　現在3期の介護保険事業支援計画期間内においては、県が進める広域型施設の新規整備は昨年度末ですべて完了しています。明年度には21年からの第4期の計画を策定することになりますが、特別養護老人ホームについては、市町村単位で整備する小規模施設が基本になると思っています。県としては既存の特別養護老人ホーム等のユニット型への改修や、老朽化した養護老人ホームの改築などの整備を促進していきます。今後、国が基本方針を示して、それに即して計画をつくっていきますが、その中で広域型施設が今後必要かについても検討していきたいと考えています。

臼井委員長　　河西委員の質疑は終了しました。
以上をもちまして自由民主党の質疑を終了します。

（ 休 憩 ）

臼井委員長　　自民党新政会の質疑を行います。
総括審査日程表に基づき皆川委員の発言を許します。

（甲府市中心市街地活性化対策について）

皆川副委員長　　甲府市中心市街地活性化対策について幾つかお尋ねします。予算概要54ページの中心市街地商業活性化推進事業費を取り上げますが、まずこれまで商工労働部が懸命に取り組んできた商店街振興施策の総括として、この5年間に商店街振興を目的とした事業に商工労働部として、投入した県費の総額はおよそ幾らでしょうか。

横森商工労働部長　　商店街振興に支出した県費ですが、15年度から本年度まで5年間で3,700万円ほどです。事業費にすると1億2,400万円程度になります。

皆川副委員長　　この県費の投入によって成果はどう評価していますか。

横森商工労働部長　　成果ですが「ナイトジュエリー」あるいは「幕絵コンテスト」等のイベントの開催や、空き店舗を活用した「銀座街の駅」、「桜座」等の交流拠点の整備・運営などに助成するとともに、個々の商店の魅力に磨きをかける一店逸品の創出にも支援しています。こうした取り組みなどにより、商店街の歩行量は昨年度をやや上回る状況です。また、空き店舗への新規の創業も延べ28件となっており、一定の成果は上げていると思っていますが、特に学生などによってまちづくり拠点の設置や活性化イベントの開催など、新しい取り組みも生まれています。ただ、商業以外の産業や地域住民など、さまざまな関係者を巻き込んだ動きには発展しておらず、郊外への大型店の相次ぐ出店等の影響もあり、中心市街地のにぎわい回復には十分に至っていない状況だと思っています。

皆川副委員長　　一定の成果は上がっているという話ですが、だれが見ても今は中心商店街に行きますと本当に空き店舗も多いし、シャッターがおりており、一定の成

果が上がっているかどうか大変疑問だと思いますが、それではそういう一定成果が上がっているという評価をもとに、今後、どういう施策展開を具体的に考えているかお尋ねします。

横森商工労働部長 今後の施策展開ですが、現在甲府市が策定中の中心市街地活性化基本計画があります。それを強力に後押しするため、庁内の横断的な推進体制を設けており、また、それに対して甲府市に助言を行うとか、甲府商工会議所や地域住民などのさまざまな関係者で構成している活性化協議会がありますが、それに対しても助成するという活性化策の検討や、合意形成の支援をしています。明年度においてもこの計画策定を引き続き支援するとともに、商店街の振興への助成だけではなく、宝石美術専門学校の移転整備、また、中心市街地の活性化には人の動き、人の流れというものを創出することが重要ですので、新たに商店街での甲州ワインを活用したイベントの開催など、商業者の方々や学生を初め多くの市民の連携のもとに、活性化に向けた取り組みが中心市街地全体に広がるための起爆剤となるような施策を、積極的に進めていきたいと思っています。

皆川副委員長 確かに補助金も出しているし、いろいろイベントもやって一生懸命努力しているわけですが、今の答えの中に宝石学校がありました。これを紅梅ビルの再開発事業の中に入れるということで、活性化にどのように結びつくと考えていますか。

横森商工労働部長 現在は愛宕山の中腹で、通勤等も大変難しいところですが、これが中心街に来ることにより、通勤一つにしても甲府駅から歩くという動きが出るとか、100人ぐらいの若い学生が中心街で動くようになることで、若者にとっても魅力があるようなまちづくりに発展していくのではないかと考えています。

皆川副委員長 愛宕山に通っていた学生が今度は中心街に通うようになるというだけではすぐに活性化に結びつく効果があるとは思いませんが、何らかの形でこの学生たちを生かしていただければ、いいのではないかと気がします。いずれにしても、このテーマは商工サイドのみでは大変難しいテーマであり、全庁的な取り組みが必要だと思います。

まず企画部の新規事業として、予算概要54ページにヴァンフォーレ広場運営事業費が出ていますが、この事業の目的は何でしょうか。

新藤企画部長 この企画についても中心市街地の活性化に資する事業と位置づけて計画したものです。ヴァンフォーレ甲府のブランドを生かして、中心市街地の活性化策の一環としてそこに県民が集い、また、交流する場を設営するものであり、平成20年度から3カ年試行的に実施することを計画しています。明年度については、ヴァンフォーレ甲府の県外での試合を大画面で放映するパブリックビューイングを実施します。この事業によって中心市街地に人を集め、ヴァンフォーレ甲府の試合を応援しながら商店街ににぎわいを創出し、その魅力を再認識するきっかけになることも期待しています。いずれは地域が主体となってこの事業に取り組んでいただけるように、地元甲府市、また、商工団体、ヴァンフォーレ甲府などと一体となって進めていきたいと考えています。

皆川副委員長 大画面でヴァンフォーレの試合を映し出すといいましたが、映し出すのは

中心市街地のどの辺を考えているのですか。

新藤企画部長 現在まだ場所を特定していませんが、甲府市の銀座通りや岡島の前あたりなど、甲府市等とも十分連携しながら、選定していきたいと思っています。

皆川副委員長 たくさん人が集まるとすれば、中央公園などの広い場所でなければ人が出ない気がします。仮にそれをやるとしたら年に何回ぐらいの予定ですか。

新藤企画部長 今年度は試行的に一度を予定していますが、事業の展開の中でどのような課題があるのか検証して、次につなげていきたいと思っています。

皆川副委員長 これ自体は若者をまちへ集めることにつながりますから、非常にいいことだと思います。ヴァンフォーレ自体の応援にもつながりますので、この事業は積極的に早く具体的化して取り組んでいただきたいと思います。

次に、やはり中心市街地の活性化の見地から、県庁舎の再整備とのかかわりについてお尋ねします。予算概要56ページの県庁舎耐震化等整備基本計画策定費ですが、私は東別館とか県民会館あるいは県民プラザ等を取り壊して、1つの庁舎に新庁舎として集約することになりますと、あいた敷地については、恐らく駐車場かあるいは緑化していくという考えだと思います。跡地を緑化するというのであれば、緑化だけではなく、現在文化財として残す予定と聞いている昭和初期にできた旧館や県会議事堂については文化財だと思いますので、それを多くの県外の観光客に見てもらったり、県民市民の憩いの場のような形で、そういう古い文化的な建物、歴史・文化のある建物を見るという機会をより多くするべきだと思います。

現在どうなっているかということ、夜間と休日には入り口のゲートが閉じてあり、行政施設を一定の敷地内に囲い込むような形に今なっています。それは極めて古い発想だと思います。むしろ庁舎は公園の中に点在しているというような新しい感覚の庁舎の姿を、これから描いていくことが大事だと思います。ちなみに庁舎といっても宮崎県庁の場合は、東国原知事の影響なのかどうか知りませんが、県庁舎自体がもう県の観光コースに組み込まれていて、年間35万人を超える来庁者があったと聞いています。そこで県庁舎の敷地を開放空間にして、甲府駅から中心商店街までの人の流れを、画期的に改善する好機だととらえています。したがって、現在は庁舎入り口のゲートを閉めています、新しく集約された庁舎ができた場合に、どのようにゲートの問題を考えるか、ぜひこれからの新庁舎整備後の庁舎管理について、どういう考え方をしているか聞かせてください。

古賀総務部長 県庁舎については耐震化等整備ということで、その基本的な整備方針を2月に明らかにさせていただきました。その中でも1つ重要な視点としては、やはり駅、そして中心市街地に近いことを踏まえた、中心市街地の活性化、にぎわいの創出という視点、そしてもう1つが県庁舎をオープン化して、もっと県民に身近な空間にしていこうという発想であり、これらは非常に重要な視点であるため、基本方針の中で示させていただきました。具体的にはより県民の皆さんに身近な県庁舎としていくために、特に1階等については県民利用施設、商業施設のようなものを、効果的に配置していこうという方針や、場所を考えて甲府駅から中心市街地への人の流れに配慮して、特に敷地内に県民の皆さんが気軽に出入りできるような敷地、管理手法の見直しを検討していこうとしています。

そのためにはまず庁舎の敷地内について、今はほとんど余裕スペースがな

く、ほとんどの空きスペースが露天の駐車スペースとして使われています。この活用のあり方について、新庁舎で相当数の地下駐車場を確保できることを踏まえ、まずその庁舎の敷地の利用の仕方を整理して、歩車分離という安全な空間にしていけます。その上で敷地自体の出入り口の管理のあり方についても、特に扉あるいは守衛を配置するといった管理手法を、できたら廃止していく方向で見直していけたらと思っています。また、新庁舎の通り沿いにはたまり場となるようなオープンスペースもつくっていければ、かなり駅から県庁舎、そして中心市街地の活性化について、大きな貢献ができるのではないかと考えており、これから関係の皆様とも十分に協議、意思疎通を図りながら、来年、基本計画をつくっていきたいと考えています。

皆川副委員長

非常に前向きで積極的な答弁で大いに歓迎します。ただ、古い旧庁舎は昭和2年に着工して昭和5年にできたと聞いていますが、国指定の登録文化財にはすぐにできるのでしょうか。

古賀総務部長

現在、別館につきましてはバリアフリー化、省エネルギー化あるいは設備の更新等を行って、保存活用していく方針を出させていただいています。その上で必要な改修と調査を行って、登録有形文化財としての価値がきちんとあるということであれば、隣接県の神奈川県や静岡県は、既に文化財に登録されていますので、本県も申請については十分検討する価値があると考えています。いずれにいたしましても、できるだけ保存活用を図っていくことですので、県民の皆様にも見ていただけるように、また、執務室としてもそれなりに活用していけるように考えていきたいと思っています。

皆川副委員長

わかりました。では、なるべく早く登録していただきたいと思います。次に、やはり中心市街地活性化の見地から予算概要90ページの甲府城跡保存活用等検討事業費についてお尋ねします。県庁舎整備によって東別館や県民会館が取り壊されて、さらに甲府駅北口合同庁舎へ甲府税務署が移転することがほぼ決定しているわけですが、同時に今売り出されている隣接する旅館の売却や買収が進めば、かねてより甲府青年会議所等で提唱している、お城の前庭というような「お城フロント構想」の検討が求められてくるはずです。そうすると甲府駅北口から県庁、甲府城、中心街を結ぶ大きな人の流れがつかれるのではないかという意味で、甲府城の活用は中心市街地活性化にとって大変重要な核になると考えています。そこで今までの取り組みの内容について、どういう成果が上がっているかお伺いします。

・瀬教育長

平成17年6月に設置した「甲府城跡保存活用等検討委員会」では、甲府城にかかわる文献や絵図等の所在確認調査を中心に事業を進めてきました。平成20年度は3年間の調査結果を踏まえて、報告書を刊行する予定になっています。

平成17年度の調査では、江戸初期までの約4,000点の古文書を中心に調査しました。安土城、長浜城等の発掘調査成果から、天守閣には直径17センチ以上の軒丸瓦が使用されていることが判明しました。18年度の調査では、甲府城本丸周辺から出土した鯨瓦の破片等から復元を検討しました。全国の天守閣に使われた金箔鯨瓦の資料や、甲府城で使われた金箔鯨瓦の破片の分析から、出土鯨瓦の高さが約1メートル32センチ以上と判明しました。また、古絵図と古文書の詳細調査を実施する中で、道中絵図が1枚発見され、甲府城下町周辺の姿が明らかになりました。

19年度の調査では、安土城等の調査成果を踏まえ、大型建物に使われた

と考えられる大型の軒丸瓦を分析しました。本丸・人質曲輪・天守曲輪から出土した約400点の大型軒丸瓦を確認しました。この数値を根拠に最低でも3層の大型建物の可能性を委員会で確認しました。また、西暦1660年以前の甲府城の建物の姿を詳細に描いた最も古い絵図を、京都大学工学部の図書室で発見しました。これらの成果を踏まえて最終年度の平成20年度には、引き続き調査・検討を加え、本丸周辺の建築物の姿を解明していく予定です。今後、調査報告書を刊行したいと考えています。

皆川副委員長

一生懸命やってくれているということですね。最近見つかった西暦1660年代の絵図の中に、鉄（くろがね）門とか銅（あかがね）門が描かれていました。私は見ましたが、この絵図をもとに鉄門・銅門の復元仕様が十分にできるのでしょうか。

・瀬教育長

絵図の中に記述があり、「本丸の鉄門に御矢倉御門堀ともに七間に三間」と、「本丸銅門に御門矢倉五間に三間半」など、その姿絵とともに規模を明らかにする記述がありました。この絵図は西暦1660年以前の甲府城の建物の姿を詳細に描いた最も古い絵図として、「甲府城保存活用等調査検討委員会」でも高い評価を得ています。

皆川副委員長

わかりました。これは十分に復元の有力な資料になると受け取っていいですね。

・瀬教育長

本丸主要部に必須の格式のある矢倉門で、歴史的・学術的価値も高く、また、資料・根拠もありますので、史実に基づく復元の可能性が高い建物であると認識しています。

皆川副委員長

ぜひ今後も調査検討委員会を積極的に開いていただき、こういうしっかりした復元の証拠といえますか、資料が出ましたので、ぜひ知事さんにも前向きに御検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

横内知事

現在、検討委員会で検討しているところですので、その成果も踏まえながら今後の課題として検討していきたいと思っています。

皆川副委員長

ありがとうございます。さきほど私の質問の中でお城フロント構想について触れましたが、まだ答弁いただけていません。本庁舎や県民会館を壊したり、北口へ税務署が移転したりすると空き地が出ますし、今、ある旅館を売り出しているということがありますので、そこをずっとお城の前庭にするという構想が青年会議所等でありました。それらについては今のところ考えていますか。

古賀総務部長

県庁舎の耐震化整備にあわせて、この周辺地域のあり方、例えば県庁の東側などについても公園との一体的利用や、あるいは、駐車場を整備して一般開放していくなど、いろいろな活用の仕方は考えられると思います。そういう中で、今お話がありましたようなお城フロント構想も十分参考にしながら、また、地元の青年会議所とも意見交換しながら、考えていくことができればと思っています。

皆川副委員長

ありがとうございます、非常に前向きないいお答えをいただきました。次にやはり予算概要90ページにやまなし若者地域活性化プロジェクト

推進事業費があります。これは県内の大学生に中心市街地活性化のアイデアを募集して、実践させるということですが、具体的にどんな形で取り組んでいく予定なのかお聞かせください。

・瀬教育長 本事業は活力あるまちづくりを舞台にして、観光や文化、商業や福祉等さまざまな分野にわたって、大学生のアイデアの活用を図っていくものです。まず「やまなし若者地域活性化プロジェクト推進委員会」を設置して、大学生等の若者をメンバーとして公募して、さらにアドバイザーとして県内有識者や大学教授などに加わっていただき、地域活性化策の公募、選考、表彰等を行います。そしていい作品について施策の実践をしていただくというものです。

皆川副委員長 これはリーダーの育成ということですね。その大学生の組織は存在しているのか、または新たに組織するのですか。

・瀬教育長 本事業は大学生の柔軟な発想力や実行力を活用して、甲府市中心市街地の活性化を進め、将来の地域のリーダーを育成するものですが、推進委員会をつくりながら進めていきます。

皆川副委員長 では、これから組織化していくということですね。こういうものの成果は恐らく企画部や商工労働部などで活用していかなければならないと思います。こういう場合の部局間の連携は非常に難しいと思いますが、どう考えますか。

・瀬教育長 こうした事業を成功に導いていくためには部局横断的な連携が極めて大切だと認識しています。具体的にどのように他部局と連携していくかについては、事業の実践の中で成果を見ながら検討していくことになろうと思います。

皆川副委員長 わかりました。中心市街地活性化対策という大変重要な県政課題の1つであり、これについて幾つかお伺いしたわけですが、部局長の答弁を踏まえて、横内知事にこのテーマに取り組む新たな意気込みをお聞かせいただきたいと思います。

横内知事 甲府市は県都であり、甲府市民だけではなく県民が長年はぐくんできた共有財産だと思っています。県外から来る人から見れば、甲府の中心街を見て山梨県を判断します。にぎやかで活力があれば「山梨は活気があるな」と思い、元気がなければ「どうも山梨は余り元気がない県だ」と思います。そういう意味でも県の顔になる場所だと思っていますので、甲府市中心市街地の活性化を図っていくことは、甲府市だけの課題ではなく、山梨県にとっても大きな課題だと認識しています。

既に県の施策として、宝石美術専門学校を中心部の紅梅地区再開発ビルに移転することも決定し、平成22年を目指して再開発事業が進んでいます。また、今回の耐震化のための改修の中で中心市街地に配慮した計画にすることもあります。また、北口の県有地の活用についても、甲府市中心街の活性化に配慮しながら、計画を進めていきたいと考えています。甲府市もいろいろ計画をお持ちであり、また進めているところですので、やはりこの問題は県と市が十分に同じテーブルの場で相談し合って、協調して進めていく必要があると考えており、県と市の定期的な意見交換の場を設けて進めて

いきたいと思っています。いずれにしても、甲府市と一体になりながら、また、県庁としては全庁挙げて甲府市中心市街地の活性化の問題に取り組んでいきたいと考えています。

皆川副委員長 大変前向きな積極的な御答弁をいただきましてありがとうございました。以上で私の質問を終わります。

臼井委員長 皆川委員の質疑は終了しました。次に、森屋委員の発言を許します。

（建設産業活性化支援対策について）

森屋委員 私は横内知事になられて大変な成果を出されていますが、今後、財政改革という大きな課題を進めていかなければなりません。そういう財政改革推進下における公共事業のあり方について、少しお時間をいただいております。予算概要の53ページに建設産業活性化支援対策がありますが、建設産業活性化支援対策については、平成17年ぐらいいろいろな取り組みをされていて、それを今回新たな部署をつくって進めていくということです。従来から目指すべき方向性として、技術力・経営力の強化や経営多角化、新分野進出、また、企業合併、企業の連携という大きな柱を立てて進められ、平成20年度からは建設業対策室を設置して、他部局との連携を図る中で進めていくということですが、まずその基本的な考え方、進め方について伺います。

小野土木部長 建設産業については、需給のバランスが崩れてかつてない厳しい状況にあります。その中で、企業がさらに元気になろうという意欲や努力に対して、県としても環境を整え、支えていこうということです。そのために、個々の企業の自己責任、自助努力を基本にした上で、技術力の向上とか、経営の多角化、あるいは、企業合併を支援していきたいと考えています。進め方ですが、これまでも中小企業診断士による巡回相談、あるいは、建設業経営セミナーなどを開いて支援してきましたが、平成20年度には新しい組織を設置して、年間を通して経営全般に関して相談に応じる専任の相談員を配置するとともに、新分野進出の研修を行うスタートアップセミナーを開催します。さらに新分野進出に向けての事業計画の策定あるいは事前調査、商品開発などに関する経費への補助を行います。そして合併協業化に対する入札参加資格の特典制度の導入など、建設事業の構造改革と活性化に向けて支援体制を強化、充実していきたいと考えています。

森屋委員 そこで改めてちょっとこれを見ながら、もう一度認識を新たにしたいと思います。委員長、これと同じプリントを皆さん方に用意しています。もし御許可いただけたら配付したいのですが。

臼井委員長 どうぞ。

森屋委員 これは第3回の経済財政会議の中の資料で、もう皆さん十分見ていると思います。これは大変大きなことを私たちに勉強させていただける資料です。この棒グラフは県内の総生産、いわゆる県内GDPと言われるものです。それから、一番上の折れ線グラフは製造業の出荷額といいますが、できぐあいをあらわしていますし、真ん中の三角のものはサービス業です。そして、今、私が問題にしている下の部分が建設業の推移です。実にこれはいろんな

ことを私たちに教訓として教えてくれています。まず平成8年ですが、ふだん総務部長あるいは財政課長の答弁にもあるように、山梨県はこの時期の経済対策に大変呼応して、県財政の半分に近い四十数%を公共事業に出していたという、全国でもまれに見るような県でした。それに呼応して建設事業自体のウエートも高かったわけです。これは民間需要あるいは市町村需要も含んでいますから、一概には県だけではありませんが、このグラフを見てもよくわかります。その後、平成12年～13年にかけて例のITバブルがあったということです。そこで1つの大きなトレンドとしては、ちょうどITバブルの時期に小泉さんが出たことと合致して、実は財政投入していません。ですから、当然、山梨県あたりにしても財政改革はこの辺から急ピッチに進んでいきます。ITバブルが起きたわけですから、通常でしたらそこで財政投入があってもいいのかなと思いますが、しなかったということで急激にこのグラフで見ていただきますように、県内の建設業産業は大変厳しい中に入ってしまったことをあらわしています。

もう1つ、これは私がつくらせていただきましたが、現在の山梨県の建設産業の皆さん方が、山梨県に納めている法人二税がどのくらいウエートを占めているか、なかなか見にくいですが、割合にして構成比で3%弱ということです。こうした皆さん方は大変厳しい状況にあるわけですが、そこで、私はやはりなくなってしまうといけない産業だと思います。今までも山梨県のために大きく貢献してきたわけですし、将来にわたっても大きな役割を担っていかなければならない部分があると思っていますが、いかがでしょうか。

小野土木部長

建設産業は、これまでも安全・安心な県土の整備・保全、あるいは、県民の生活基盤の建設、そして災害に対する献身的な活動、さらには、地域の基幹産業として雇用の調整役という役割を果たしてきたと考えています。今後も引き続き安全・安心な県土の整備・保全、県民の良質な生活基盤の建設は当然のこととして、例えば冬期の除雪とか、それから、災害等有事の際の経済活動、県民生活を下支えするといった地域になくてはならない存在として、これからも必要であると考えています。

森屋委員

1つ私たちの身近には長野県といういい学習例があります。長野県は一説によると前知事のときの財政改革、公共事業削減で、建設業従事者が約半数、廃業または倒産したと言われていています。今日どんなことが今長野県下で起きているかということ、まずは技術力の保持がなされていません。新しい知事になってある程度の財政投入をして、産業をジャッキアップしようとしています。その受け皿として技術力が失われてしまったということです。ですから、結局は県内でそのことを処理できないので、山梨県あたりに仕事が回ってきているという話も聞きます。

それから、もう1つは、地域バランスの中で例えば甲府のように大きなところには建設産業は残りましたが、郡内やそれぞれのところには残りませんでした。ですから、何か災害が起きたときに地方に出て行って仕事しなければならないということではやはり困ると思います。そういう意味で、これから建設産業の皆さん方を支援していく場合には、技術力の保持や地域的バランスを十分に勘案していかなければいけないと思いますが、いかがでしょうか。

小野土木部長

まず建設産業においては最低限技術力の維持・継承が一番重要であると思います。そういう意味で、私どもの入札制度も技術力にすぐれた企業が優先的に仕事をできるような仕組みにしています。また、地域的にもどこで災害

が起き、どこで有事が発生するかわかりませんから、バランスのとれた配置をしていかなければならないと考えています。

森屋委員

直轄で見ている部局ですから、ぜひそういうことを念頭に置いてこれからも進めていただきたいと思います。山梨学院大学の日高教授が論文の中で、県財政の公共事業への投資額と県内建設業事業所数との関係について、「県財政の増減が独立変数として作用し、その結果、従属変数としての事業所数の増減が生まれる、明らかにこの関係は因果関係にある」、つまりは財政投入がなければこれらの産業の皆さん方は、生きていけないということを端的に言っているのです。それに明らかに相関関係があるということです。しかし、片や横内県政において財政改革、財政再建を進めなければならない、ある意味ではアンチテーゼと闘っているのです。ですから、ぜひ常にアンテナを高くして業界の皆さん方の意見を聞くなり、それから、今回、私は皆さん方から出されたことは立派だと思いつつ、これが進むのか少し不安に思いますが、企業合併、協業化を進める英断をぜひ評価していきたいと思えます。

そこで、一方でそういう産業を守っていく積極的な支援をやっていくときに、必ずやらなければならないことは、私はやはり透明性の高い事業評価に限ると思っています。そこで、今までは公共事業評価会議であるとか、公共事業評価委員会とシステムをかなり確立されてきましたが、これからどのようにしていくのか伺います。

新藤企画部長

現在の厳しい財政環境下では、公共事業を進めていく上においても、限られた財源を有効に活用していく必要があります。平成17年度から本格施行になっていますが、事業の各実施段階に応じた事前評価、事後評価、再評価を行ってきました。こうしたことで事業執行が基本的にはむだのない形で行われてきていると理解しています。さらには、内部的な評価だけではなく、評価に対する客観性・透明性を高めるための山梨県公共事業評価委員会という外部評価委員会を設けて県民への説明責任を果たすべく評価調書、あるいは、評価の結果、評価委員会の議事録等についてもすべて公表しています。したがって、あくまで内部的にどうこうという形でなく、できる限り県民から支持される形での事業執行に努めています。

森屋委員

今回お聞きするところによると、今までは新行政システム課の中に事業評価の部署があったわけですね。それを20年度からは県土整備部、いわゆる今までの土木部の方に移すということですね。事業評価を現場の人たちに任せるわけですから、今、部長がおっしゃったような本当に高い透明性あるいは公平性が保てるのかどうか大変疑問を感じますが、いかがでしょう。

新藤企画部長

先ほど申しましたようにこの評価システムは、平成17年度から本格的に稼働しています。評価そのものについてはかなりよくできたシステムだと思っています。この間、土木、森林環境、農政、各部局とも一緒になり、こういったシステムができ上がったわけです。今後は基本的には今までのノウハウ等を通じて、活用・運用していけばいいと考えています。ただ、予算面において最終的に3部の調整をとるという部分については、4月からは知事政策局で行うことにしていますから、全部県土整備部に任せるという形にはなっていません。

森屋委員

今回の評価について、まずお話しさせていただきたいのですが、やはりシステムにおぼれてはいけないと思います。確かに見させていただいて確立さ

れて、大変にシステマチックなものできていると思います。しかし、システムが確立されたというだけでなく、そこに心を通じさせること、やはり私が言っているような透明性や公平性を常に念頭に置いて執行していくという心の使いようは大切だと思います。今回、県土整備部に行く中の1つの評価面としては、知事が今積極的に、国からお金を持ってきて事業しようと思っていますから、事業の即効性、スピードアップに貢献できると思っています。しかし、もう1つマイナス面としてどうしても気にかかるのは、やはり農政や森林環境といった他部局との連携です。昔のように二千何百億もの公共事業をやっていた時代から半減しているわけです。そうすると、もう少し他部局との重なり合いを調整して、より効率的な予算執行と、点的な事業ではなく、面的に貢献できるような事業を、いかに効率よくやるかが問われると思います。そういう意味ではこの評価システムが、今度県土整備部に行くことについて、他部局との連携に何か落とし穴が出てしまうのではないかと懸念しますが、いかがでしょうか。

新藤企画部長

明年度社会資本整備重点計画を策定します。その中でいわゆる従来の縄張りのいいいますか、あまりよろしくないお話もありますが、そうした3部が協調して行えるような面的な整備について、まさに効率性を重視した形でまとめ上げていきたいと思っていますので、御懸念の向きは其中で払拭されていくと思っています。

森屋委員

相変わらず国には縦割りの体制で支援していただいています。縦割りの中でいろいろな農業政策あるいは土木政策、林業政策を出してきますので、こちらの受け皿としてそれを取り払うのはなかなか難しいかもしれないし、従来からやられてきた皆さん方の手法からいくと、なかなかその変革はできないと思いますが、これは横内知事であるからこそできる大きな挑戦だと思いますから、今後の課題でぜひその辺のシステムをつくり上げていただきたいと思っています。

そこで知事に幾つかお聞きしたいと思いますが、片や財政改革、そして片や公共事業の確保の話を進めさせていただきました。特にこういう財政改革の時代において、横内知事は1年前の選挙において大変優秀な成績をおさめられましたが、県民の皆さん方の横内知事に対する期待の中には、公共事業をもっとやってくれるのではないかという期待がやはりあると思います。しかし、知事は就任されてから経済財政会議でも、私は県議員として恥ずかしくなるくらい、居場所がなくなるくらい、積極的に専門的な議論をされています。それも知事もずっと出て議長として取りまとめています。私はまさにこの二律背反の領域に足を入れられていると思っています。過去においては公共5%の準公12%という、約400億円近い公共事業費への財政投入を減らしていますから、私はハードランディングだったと思っています。そういう意味でこれからの横内知事は4%、8%という4年間の目標を立てられていますが、厳しい話ですがこの財政改革を進めていくという片方の手の政治的メッセージを常に出していかなければいけないと思っていますがいかがでしょうか。

横内知事

御指摘のような二律背反があり常に悩むところです。しかし、財政改革とおっしゃいましたが、県民の皆さんと接触していると、やはり県の借金残高が非常に大きく、そういう大きい借金残高を、後世代の子どもたちに残してはいけません。残さないでもらいたい、そのために県債残高を減らしてもらいたいという声は非常に強いものがあります。これはやはり政治としてしっ

かり受けとめなければならないと思っており、そうしますと、県債は大部分がいわゆる建設公債であるわけですから、どうしてもやはり県債削減のためには、公共事業を削減していかざるを得ない状況は1つあるわけです。しかし、他方において公共事業の削減は建設業の経営を直撃することになってきます。建設業は本県の生産額においても、また就業者においても1割弱を占める大きな産業であり、県民の約1割の人々がこれで生計を立てているわけですから、余りハードランディング的なことをすることになると、経済的にも大きな支障が生じてきますし、また、県民の生活にも支障が生じてきます。その辺の兼ね合いをどこに求めていくのかという、なかなか一義的な結論が出ない難しい課題だと思っておりますが、要は段階的に進めていくことしかないと思っております。

そういう中で、経済財政会議あるいは県庁の中のさまざまな議論の過程で、行政改革大綱においては毎年度公共事業費を4%、それから、県単独公共事業費を8%をめどに削減していけば、県民の皆さんに御理解いただけるような県債残高の削減ができ、公共事業が抑制されますから、建設業にとっては非常に厳しいわけですが、それはまた別の方法で何とか余り大きなダメージが生じないような手を考えていこうと思っております。具体的には公共事業は抑制し、県費は抑制しますが、国から有利な資金を導入してきます。地域自立活性化交付金という制度が平成19年度にできましたので、これを活用していけば従来県単で全額県費でやらなければいけなかったものが、かなり国の補助金で出てくるということがありますから、これを最大限取り入れることで、本県の場合には47都道府県の中でも一番大きな額を、国から確保していくことができました。このように、県民負担はできるだけ減らしながら、事業量としてはできるだけ減らし方を少なくするように確保する努力もしています。加えて国のいろんな公共事業、例えばニアもそうですし、中部横断道もありますので、そういうものについてはできるだけ県内企業を使っていくように事業執行機関に要請していくことをあわせて行うことによって、委員がおっしゃった二律背反について、何とかバランスをとった形で解決していきたいと思っております。

森屋委員

本当にこの時代に生きる政治家としては大変厳しく、私たち自身の県会議員という立場もやはりそういう部分を負って、知事ばかりではなくて地元の中で、苦しい場面は多々あります。頑張っていかなければいけないと思っております。そんな中で、今回、19年度の地域自立活性化交付金を見させていただきましたら約2カ月の間にこれは出さなければならないということで、成果を見ましたら出してない、届いてない、その期日までに行っていない都道府県もあります。20都道府県ぐらいが出していて、期間内の全体事業費でいえば我が山梨県は13%、そして19年度事業費に限っては19%と約5分の1をこの山梨県が確保しています。知事を初めそれぞれの皆さん方のアンテナが高かったのだと私は評価しています。中部横断道の経費軽減がよく評価されますが、私はむしろこの地域自立活性化交付金の成果の方が大きかったのではないかと思います。それはなぜかということ、点とか線ではなくて、やはり面的に山梨県のエリアに財政投入していこうということですから、私はこの評価は非常に大きいと思っております。

先日、ある知事がつくられた審議会の関係者が私にこんなこと言いました。今までのそうした会議であれば、知事は大体冒頭のあいさつをして帰ってしまうけれども、横内知事は最後までその会議にいつもおいでになると。ですから、その委員の方が関係者の方が何としても成果をつくらなければいけない気概が、そこで生まれたと私におっしゃっていただきました。これこそ職

員の皆さん方も見習って常にアンテナを高くして、どんなことでもやっ
ていこうという気概を、発揮をしていかなければいけないと思います。そ
こで知事は本会議において平成20年度も、引き続きこの地域自立活性化
交付金を生かして、積極的に取り入れていくという所信のお話をされて
いますが、最後に、平成20年度の地域自立活性化交付金の取り組みにつ
いて、お話をいただきたいと思います。

横内知事

平成19年度に国が創設した地域自立活性化交付金については、本県
の場合には土木部の職員が非常に頑張ってくれて、全国でも一番大
きな事業量を取得してきたということであり、19年度から5カ年間で
全体の事業費が161億円、そのうち国費の交付金が70億円という
ことでした。これは国中地域と、八ヶ岳南麓と富士北麓地域の3つの
地域を対象とした交付金ですが、さらに20年度分についても国と折
衝して、今まで白地だった富士東部地域と峡南地域の2つについて
も、対象事業を追加して合計70億円、国交付金で30億円という
ことになりましたが、合計しますとこの地域自立活性化交付金は事
業費の額としては合計230億円、国の交付金としては100億円と
いうことになるわけです。この事業によってかなりの程度県費負担
は減らしながら事業量は確保していくことができるようになったの
ではないかと思っています。

白井委員長

森屋委員の質疑が終了しました。

白井委員長

フォーラム政新の質疑を行います。
総括審査日程表に基づき岡委員の発言を許します。

（主要基金について）

岡 委員

私はフォーラム政新の立場から質問させていただきます。まず、私
の気持ちの一端を述べさせていただきたいと思います。私は平成7年
に県議員に当選して以来、国会でも予算委員会の放映がされ、ある
いは、また甲府市議会にも予算特別委員会があるにもかかわらず、
なぜ県議会には予算特別委員会がないのかとの思いで、実現をこ
の7年間願ってきました。こうしてこの質問席に立つことができた
ことは本当に感慨無量であります。精いっぱい同僚議員に対して
感謝をいたしながら、以下、質問に入りたいと存じます。

まず主要基金についてであります。申すまでもなく主要基金は
財政調整基金と県債管理基金及び公共施設整備等事業基金であり
ます。過去、小泉内閣による平成16年度から3カ年実施された三
位一体改革により、地方は大変厳しい財政運営を強いられてい
る現状があります。本県においても約150億円の財源移譲がな
された一方で、地方交付税は臨時財政対策債等を含め約400億
円の減額がされ、非常に厳しい状況にあることは理解をしてい
ます。

このような中で知事は「暮らしやすさ日本一」を掲げ、行政改
革大綱において県債残高削減計画を策定し、計画的に県債残高を
削減するとしたことについては、一定の評価をするところであり
ます。そこで伺いますが、平成15年に555億あった基金が平
成20年度当初予算の財政状況では347億と想定されており、
山梨県財政の中期見通しではこれが441億となっています。
この内容の相違とこれからの今後の見通しについてまず伺いま
す。

古賀総務部長

この相違につきましては今お話しいただきましたように、財政
状況では347億、そして中期見通しで441億ということで、約
100億円ぐらい違

いがあるわけですが、この原因として、執行段階での節減努力等によりまして、毎年年度末に一般財源が所要額削減されるわけですが、これを見込むか見込まないかということです。予算上はあらかじめ節減を見込むということができませんので、これを入れずに347億円ということで出ささせていただきましたが、中期見通しについては一定の仮定のもとで試算をするという性格のもので、これを見込んで残高を441億円とさせていただきました。

また、運用益の収入については予算上は見込んでいますけれども、中期見通しでは利率が不透明ですので、カウントをしていないということになっております。それが両者が違う理由です。また、基金の今後の見通しについては中期見通しにおきまして、毎年度30～74億取り崩しというものを見込んだ上で、平成24年度には250億円程度という見通しを明らかにしているところです。

岡 委員

説明いただいたように、非常に中期見通しを含めて大変な状況にある。つまり国の三位一体改革の中でこうした状況は必然的であると私は理解をしています。そこで知事に伺いたいと存じます。県の財政見通しでは毎年30億～74億円の基金の取り崩しが見込まれているわけで、基金残高が縮減することは将来的な財政運営にとって、私は好ましくないと考えています。そうした中で、基金残高を確保しながら県債残高を削減し、そして財政の弾力性確保を図っていくためには、どのような財政運営を行っていくのかお伺いしたいと存じます。

横内知事

基金につきましては委員の御指摘のとおり、大幅に縮減をするというのは好ましくないのは御指摘のとおりでして、やはり災害の対応など緊急の財政需要への備えというものは、常に怠ってはならないものですから、現在も県民1人当たりの基金の額は、全国的に見ても6番目ぐらいの割と基金を積んでいる県でありますけれども、引き続きできるだけこの基金を積む努力をしていきたい。そのためにはやはり執行段階でできるだけ節減努力をして、可能な限りこの基金残高を確保するように努力をしていきたいと思っております。

また、同時に県債残高につきましても、県民がこの県債残高を後世代に負担を残さないためにも縮減をしてほしいという要請が強いものですから、県債残高の縮減についても着実に進めていくよう、努力をしていきたいと思っております。

このように基金の確保ということと、それから、県債残高の縮減と、この2つを大前提としながら、財政の運営については、歳入の面でいろいろな工夫をして、例えば産業経済の活性化によって自主財源を強化するとか、あるいは、徴収対策を強化するとか、あるいは、国の補助金などの有利な資金を外部からできるだけ導入するということでの歳入面での工夫とか、さらには、歳出の面では職員数の削減を初めとしてできるだけ節約を徹底することによって能率的な財政運営をし、県民の暮らしやすさを充実させるための施策を重点的に進めていきたいと考えております。

（環境行政について）

岡 委員

この中期見通しの中では、24年には平成15年の555億の半分以下の250億になってしまうんですね。県債残高を減らすことは大切ですが、反面、主要基金を半分に減らすということについては、やはり問題があると私は考えています。今後、今、述べられましたような決意で、ぜひ

取り組んでいていただきたいとお願いしてこの件については終わります。

引き続きまして2点目、環境行政についてであります。環境公益林支援事業費3億1,600万円余の中の環境公益林整備支援事業費、これは、実質的には9,100万だと伺っております。これは企業局からの1年1億円、3年3億円の一般財源への繰入金で行うものです。申すまでもなく企業局からの繰入金は水力発電を中心とした、クリーンエネルギーの収益金です。私はこの収益金を他のクリーンエネルギーに活用できないかと思っているのですが、お伺いします。

新藤企画部長

企業局の電気事業会計からの一般会計への繰入金1億円は、明年度において、クリーンエネルギーへの推進事業1件を含む、4件に対して割り振りをを行ったところですが、重点化ということで内容を精査して、適当と思われるものに対して割り振ったものですが、この中に温暖化対策事業としまして環境公益林整備支援事業と、それから、地球温暖化対策推進事業の2つが入っております。さらには、環境保全としてやまなしエコフィード利用促進事業費50万円等、これらを合わせて1億円になるわけですがけれども、このうち環境公益林整備事業につきましては、荒廃した民有林を公的関与によって整備し、水源の涵養だとかCO2吸収など森林の公益的機能を維持するもので、結果的にはクリーンエネルギーである水力発電にも、大変大きく貢献するのではないかと考えております。

岡 委員

私自身もこの収益金を公益林整備に活用することについては、異論を唱えるものではありません。しかし、水力によるクリーンエネルギーの収益金として、電気事業会計の中から出ているのですから、そういう点からすると他のクリーンエネルギーに、2割なり3割を活用することはできないだろうかと思っているんですが、その点を再度御答弁願いたいと存じます。

新藤企画部長

先ほど申しましたように20年度においてはもう決定をしました。したがって、今後どういった形のものが考えられるかは、今後検討していきたいと思っておりますが、御指摘のようなクリーンエネルギーには種々多様なものがございまして、どのようなものにどういった形で使うのがいいかは、今後の研究課題かと思っております。

岡 委員

わかりました。それでは、知事に伺いたいと存じます。私は、クリーンエネルギー、つまり水力発電で生み出した収益金を、日照時間日本一とも言われます山梨の太陽光を活用しないのは、本当にもったいないと感じているわけですが。滋賀県においては17年、18年、19年と、今年度まで3カ年で個人住宅に対して県が売電について支援しているわけですが、また、それと同じような形で本県においても甲府市を初め山梨市など、7市3町において一般家庭に補助金を出しています。

私はやはり県としても、例えば1戸10万円でも200戸で2,000万円とすれば、1億円のうち2,000万となるわけですが、クリーンエネルギーの収益の一部を使った支援を、できたら進めていていただきたいと感じています。特に知事は本年1月4日の念頭あいさつの中で、地球温暖化対策あるいはゼロエミッション等々含めて、こう述べています。「この狭い山梨の中で、できるだけエネルギー循環を図っていくという意味で、太陽エネルギーを初めとするクリーンエネルギーを最大限活用していくことは、これを」云々と。知事は積極的にクリーンエネルギー、とりわけ太陽光発電等々については努力をしていきたい、前向きに検討していきたいと言っている

思うんですが、その辺、知事のお考えを述べていただきたいと思います。

横内知事

御指摘のように本県はクリーンエネルギー資源の保存量が非常に大きい県でして、おっしゃるように日照時間が長いということがありますし、また、水力の関係も非常に急流が多いということもあり、小水力にも適しておりますし、また、森林も多くありますからバイオマスのエネルギーの利用も、かなり可能になるのではないかと考えております。そういう意味でクリーンエネルギーの大いなる活用を、これからの施策の重要な柱にしていきたいと考えております。ただ、21年度の予算をどうするかということは、今の段階では、お答えするのは差し控えさせていただきますが、いずれにしても、今後、クリーンエネルギーの有効活用を施策の重要な柱として、努力していきたいと考えております。

岡 委員

知事は事あるごとに環境先進県という言い方をしていますが、とりわけ20年度には有識者を含めて会議を開いて、積極的な会合を開いていきたいと言っています。その会議の中で、環境先進県としてどうあるべきかということ、検討していただく。そのためにもクリーンエネルギー問題にもっと積極的な取り組みをしていただきたいと思います。今、知事は21年の予算はまだ難しいというお話しでしたが、1年1億円が3年間あるわけですから、もう一度御答弁願いたいと存じます。

横内知事

先ほど申し上げましたように、クリーンエネルギーの活用方策については、できるだけ重要な施策の柱として取り組んでいきたいと考えておまして、今お話がありました有識者の会議もつくることになっていますので、そういった会議の議論の状況も踏まえながら、具体的な施策を検討していきます。したがって、21年度の予算でどうするかということは、まだ相当検討しないとしないことですので、今の段階では申し上げられないのはお許しをいただきたいと思います。有識者会議の議論も踏まえながら、前向きに施策を検討していきたいと考えております。

岡 委員

前向きにぜひ御検討いただきたいと思いますと考えております。

引き続きまして、省資源・省エネルギー運動推進費並びにクリーンエネルギー普及啓発推進事業費を含めて117万円余とありますが、本来この部分については、私は森林環境部で行うべきだと考えておりますが、予算の内容では県民生活課の中に入っています。その辺についてお考えをお伺いしたいと存じます。

興石県民室長

県民生活課で予算計上しておりますクリーンエネルギー普及啓発推進事業等についてですが、来年度につきましては効率的な事業の執行ができるように、森林環境部に移管する準備を進めているところです。

岡 委員

啓発・啓蒙運動だけではなくて、クリーンエネルギーはもう実質的に森林環境部でやると。やまなしクリーンエネルギーキャンペーンも、循環型社会推進課で行うわけですし、当然のことですが、クリーンエネルギー全体を、私はやっぱり森林環境部でやるべきと考えておりますが、森林環境部長の考え方をお聞きしたいと存じます。

今村森林環境部長

これまではいわゆる省エネという観点から、太陽光発電という事業をやってきたわけですが、現在、組織の見直しという中で、これについては森林環

境部で今後取り組んでいくという方向でいます。したがって、現在、省資源・省エネルギー運動推進費など、幾つか事業がありますが、これは当然森林環境部の方が引き継いで実施をいたします。また、先ほど知事からも答弁がありました。今後のクリーンエネルギーの方法と、どのようなことをやっていけばいいかということにつきましては、「環境山梨創造会議」というものをつくることを予定しておりますので、この中で具体的な御議論もいただいでいきたいと考えております。

岡 委員 　　いずれにしても、今までのクリーンエネルギーというのは、啓蒙・啓発運動を県民室の中でやって来られたわけですが、ぜひ、今、今村部長がおっしゃられましたように、今までのソフトからハード事業という形で、森林環境部で積極的に取り組んでいていただきたいということをお願いして私の質問を終わります。

白井委員長 　　岡委員の質疑が終了しました。
次に、金丸委員の発言を許します。

（県庁舎耐震化等整備基本計画策定費並びに県有建築物耐震改修費について）

金丸委員 　　私は安全・安心な県土づくりという視点から、耐震化対策等につきまして、重点的に質問をさせていただきたいと思っております。まず県庁舎耐震化等整備基本計画策定費、並びに県有建築物耐震化改修費について伺います。昨年7月に出された山梨県耐震化促進計画と、県庁舎の耐震化に関する検討委員会の報告の提言などに基づいて、特定建築物、いわゆる1,000平米以上、3階以上の県有施設についての整備方針が示されたわけですが、これによると県立高校を除いた県有施設22施設について、耐震化整備が必要とされています。その中で20年度は県庁舎5棟の改修基本計画と、県立大学看護学部の実習棟並びにみだい体育館の改修事業費、さらに甲府看護専門学校の高看棟、それから、総合教育センターの設計費が計上されていますが、県有施設22施設の耐震化の整備に当たって、優先順位はどのような判断基準に基づいて行ったのか、お答えいただきたいと思います。

古賀総務部長 　　県有施設の耐震改修の基本的な優先順位の考え方ですが、耐震性能が低い建物であること、想定震度の大きい地域にある建物であること、そして防災拠点や避難所となる建物であること、大きくこの3つの基準に基づいて、必要性を判断するという考え方をとっております。その上で個々の建物の利用状況あるいは今後の活用計画、要するに老朽化をしてもう建てかえの時期に来ているなどといったことを総合的に判断をして、27年度までに計画的に耐震化を図るという考え方で、取り組んでいるところです。

金丸委員 　　わかりました。改修計画の決まっていない施設もあると思うのですが、それらについては今後どういう手順で計画を立てていくのか、伺いたしたいと思います。

古賀総務部長 　　耐震計画がまだ具体的に確定をしていないものにつきましても、県有施設については基本的に27年度までに完了するというスケジュールの中で、総合的に取り組んでいくということで、先ほどの3つの考え方に沿って優先順位の高いものから、できるだけ早期に取り組んでいきたいと思っております。

金丸委員 　　27年度までで、できるだけ早期にということですので、理解はできるわ

けですが、災害は待ってけませんので、せっかく動き出した以上、財政問題などもあります。できるだけ早めに計画を策定をして、実行に移してもらいたいと思うわけです。計画策定の見通しはどうか。

古賀総務部長

内部的にはどの建物をいつぐらいというのは、各部局間で調整を図りながらある程度考えていますが、きちんとした計画という形でお示しできるようなものについてはまだつくっていないということです。いずれ各部局とも27年度までのできるだけ早い時期に、所管の建物についてきちんと耐震改修できるように、さまざまな事情を総合的に勘案して、しっかり考えてもらっています。地震は待ってくれないということは十分考えた上で、予算的にも十分配慮して対応していきたいと思っております。

金丸委員

特定建築物については国の方針で耐震化率90%が目標と定められましたが、県においては調査時点の耐震化率が87.1%で、27年度末には100%を目標として進めるということで、私も大変評価できていると思っています。一方、特定建築物以外の耐震化整備については、一定規模以上でかつ災害時に重要な施設ということで、管財課所管分として耐震診断を実施して、必要において改修を進める予定と書かれているわけですがけれども、このことについて考えを明らかにしていただきたいと思っております。

古賀総務部長

特定建築物以外の県有建物につきましても、基本的に2階建てまたは延べ床面積200平米以上で、かつ災害時の拠点施設とか、学校あるいは県民利用施設、避難弱者施設というような基準に該当する建物については、耐震化を進めていく必要があるという考え方をしています。今年度、特定建築物以外の建物について19棟が国庫補助の対象になりまして、耐震診断を実施した結果、このうち7棟が耐震化が必要とされました。これらの建物については、先ほど申し上げました特定建築物の耐震化の対応と調整を図りながら、基本的には27年度までに順次耐震化を進めるということで、取り組んでいきたいと思っております。

金丸委員

財政事情が厳しい中でありますが、できるだけ有利な資金などを使って、特定建築物以外についても27年度を目標にして、進めていただきたいとお願いしたいと思います。

財政状況が厳しい折、県庁舎についても耐震化を進めることになりまして、耐震化によって多額の事業費が必要になります。県有施設の耐震化による県財政への影響が大変懸念をされるわけですし、特に県庁舎の整備には100億を超える大事業費を要することになります。そういう中で検討委員会報告では解体費と別館改修費を加えた初期投資費用が、約128億円と試算されていますし、また、PFI方式の導入なども検討していく必要があるとされています。

庁舎建設から維持管理までについてのあり方などで、PFIの関係で財源についてはさまざまなあり方が検討されると思います。もしそうした考え方がある程度固められているならば、お答えいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

古賀総務部長

ただいまお話しがありましたように、新庁舎の整備費につきましては、整備の基本方針の中で新庁舎建設費について、約120億円という試算をさせていただいています。これらの中で、基本的に今後警察の本部庁舎部分については、警察関係の施設整備費補助金がある程度当てにできる。そして別館

などの改修については、かなり交付税措置のある防災対策事業債などが活用できる。そしてさらには施設整備の事業量がある程度年度間で、調整を図りながら平準化していく。こういう取り組みを行った上でどういう整備手法にするのか、直接建設する方法、あるいは、PFIによる方法、これによっても若干お金の出し方は違ってきますし、また、その実際整備のときの県の財政状況がどうであるのか、これもそのときの大きな判断要素になると思います。こういうことを総合的に勘案をして、必要に応じて公共施設整備等事業基金の活用も図りながら、対応していくということになるものと考えております。

金丸委員

そのほかに単独事業債というようなことが、触れられていたような気がするんですけども、これについての考え方を示していただきたいと思います。

古賀総務部長

一般単独事業債については、基本的に庁舎整備の場合には、整備費としてほとんど一般単独事業債というものを、財源としては充てられるということになります。もちろん充てずに現金で支出することもできるわけですが、基本的に各県の対応を見ましても新庁舎の整備等を行う場合には、必要に応じて補助金、有利な起債、そして足りない部分の大部分は一般単独事業債を充てるといった対応が基本になっているものと考えます。

金丸委員

わかりました。先の本会議において県債残高を懸念して、質問された方がいますが、120億のほかに別館等改修費、災害情報システムの整備費などが必要になるとして、財源について県債残高削減計画との関連はという質問への答弁の中で、「耐震化等整備には相当程度の財政支出が生じるものと見込まれますが、平成22年までを目標とする県債等削減残高計画には影響ない」と答弁されています。確かにこれは23年度以降にずれ込むということなので、22年までは県債等残高に影響ないけれども、23年度以降のことを聞いていたと思うわけです。そういう点ではもう少し慎重な答弁が欲しかったなという指摘をさせていただいて、23年度以降の県債残高等の関連の見通し、知事は任期4年だから4年間の県債残高ということになっているわけですが、その先のことももちろん検討いただいていると思いますので、お答えをいただきたいと思います。

古賀総務部長

行政改革大綱におきましては、県民1人当たりの県債残高を、基本的には人口同規模団体と同じにしていくという思想を持っておりますので、23年度以降でも引き続き総額の抑制という方向というのは変わらないと考えています。このために新庁舎の整備に当たっては、先ほど申し上げたような補助金やあるいは基金というものも活用しながら財政負担の緩和を図りつつ、県債の発行総額については適切に人口同規模団体同程度という目標に向かって、コントロールをしていく必要があると思っております。

なお、事業費抑制という観点からは、他県を見ましても、PFI方式というもので2割、3割という事業費の縮減が図られている例もあるようですので、事業費の抑制という観点から、十分研究、調査をしていきたいと考えております。

金丸委員

総務部長のお答えはわかりました。知事としては22年を一区切りということで、財政中期見通しなども出されたわけですが、その後についての知事としてのみずからの考え方を、お答えいただければありがたいと思います。

横内知事

行政改革大綱は私の任期期間中の県の財政運営の基本を決めたいというものですから、22年までのことしか書いてないわけです。しかしながら、今部長から答弁いたしましたように、県民の要請ということを考えると、長期的に県債残高を引き続き削減していかなければならないということは当然のことだと思っております。したがって、23年度以降も、だれが知事になってもそういう方向になっていくのではないかと思います。

そういう中で、新庁舎の整備は当然必要なわけでありますから、今話がありましたけれども、県債の発行額についてはいろいろな工夫を凝らして、大体同規模団体、例えば佐賀県や徳島県などの平均と大体同じくらいの水準になるように、コントロールしながら削減していく。しかし、同時にいろいろな工夫を凝らしながら、新庁舎の整備は行っていくという、この2つのことを同時に実現できるように努力していきたいと思っております。

金丸委員

わかりました。耐震化整備を進めるに当たって老朽化あるいは狭隘、使い勝手の悪さなどといった他の観点も検討されることになるとは思うわけですが、とりわけ山梨県衛生公害研究所についてお聞きをしたい。この耐震化状況についてはもちろん診断をされたと思いますが、これについてはどういう結論が出ているのかお尋ねをしたいと思っております。

古賀総務部長

衛生公害研究所の本館につきましては、既に平成18年度に耐震診断を実施しておりまして、耐震改修促進法に基づき定められた基準を満たしていることと承知しております。

金丸委員

実は、先日、会派で山梨県衛生公害研究所の調査に行きまして、口々に「大変な施設だな」と驚いたのですが、間仕切りなどはブロックの壁で仕切られていたりして、また、ブロックにひび割れが入ったりしたところも散見をされて、本当に耐震性は大丈夫かなという疑問を持ったわけです。この衛公研の建物は昭和46年に建設されて、築37年を経ているという状況ですが、今は耐震が満たされているということですが、老朽、狭隘、使い勝手の悪さという問題があります。

特に使い勝手の悪さの例として、大型の検査機械を運び込むのにエレベーターが小さいから、機械を全部分解して運び込まなければ2階、3階に搬入することができないという問題もあります。

また、実はこれが衛生公害研究所の施設の写真ですが（衛生公害研究所建物の写真パネルを掲示）、「山梨県衛生公害研究所」と看板がかかっていますが、昔は山梨県健康センター、その前は血液センターが使っていたということで、この看板なんかも格好が余りよくない。ここで働いている人からすれば、もう少し綺麗な看板にしたいという思いがあるのでは、と私は感じました。このように少しみずぼらしい感じがするわけですがけれども、この写真を見ていただいてご感想があればいかがですか。

中澤福祉保健部長

この施設は築37年経過してしまっていて、まさに見た目でも建物全体が老朽化しているという印象を受けますし、今お話しがありましたように大型検査機器が順次導入されていて、建物がその結果、狭隘化しているという状況であることも認識しています。そういう意味で、施設管理の面からは余り好ましい状況ではないと認識しています。

金丸委員

私の申し上げたことを御理解いただいたということですがけれども、この施設は県民の健康とよりよい生活環境を目指して、公衆衛生や環境行政、そう

いう視点で科学的あるいは技術的な機関として、調査・研究・検査が行われる施設です。食の安全確保、感染症からの安全の確保など、県民生活にとって大変重要な役割を果たしていることは言うまでもないわけですが、最近国内で大きな問題となっている中国産の餃子の食中毒事件を初めとして、農薬の検査、その他鳥インフルエンザを初めとする新型ウイルス対策など、果たす役割は今後ますます大きいものになると思います。また、環境施策という観点からもこの施設に対する期待は非常に大きいものと思いますし、大事であると思いますが、この点についてのお考えをお聞かせください。

中澤福祉保健部長 山梨県衛生公害研究所の役割ということですが、食中毒や感染症などの健康被害が発生した場合の、速やかな原因究明のための試験検査、または、食品中の残留農薬の検査、あるいは、医薬品の品質検査など、県民の命・健康を守るための試験とか調査研究を行っております。また、このほかにも公害部門ということで大気や水質、土壌の状態などを把握する試験や調査研究も行っています。こうしたことから、県民の皆さんの健康を守って生活環境を保全するというこのためには、御指摘のとおり、大変重要な試験研究機関であると思っております。

金丸委員 同意見だということで御理解いただいたわけですが、見学させていただいたときに、この建物は昔中央病院をつくったときの余ったお金、差金で建設したと聞いていまして、そういう点では予算が潤沢でなかったということも考えられるわけです。これは検査をする部屋ですが（検査室内の写真パネルを掲示）、エアダクトや、給排水管が部屋の中を通っているという状況だということをお聞きしたいということです。

あわせて、この施設にはアスベストが使われているということで、（天井の様子の写真パネルを掲示）これは固化剤を吹きつけて、封じ込めという作業をしている。それから、こちらは天井の上に、アスベストが残ったままこのボードを張っている。囲い込みというんだそうですが、そういうことを県営住宅もやったという時代があったわけですが、衛公研のようなところは老朽化もしているということであれば、ぜひこれは天井の改修とかいうことではなく、改築を考えてもらいたい。天井の中に風化したアスベストがちりになって積もっているのではという思いもあるわけですが、お答えがあればお願いしたい。

中澤福祉保健部長 この施設は平成3年～4年にかけてアスベストが飛散しないような飛散防止工事、今お話があったアスベストを封じ込める工事を実施しています。その後、年月がたって経年劣化をしている部屋については、平成16年から除去工事を行っています。また、封じ込め工事をした部屋については劣化がないか定期的に点検をして、劣化が認められた場合には速やかに除去工事をしていくことにしています。今、御指摘のありましたのは恐らくコンピュータ室か微生物事務室だと思いますが、棒でつついたようなところではげている部分がございますが、これは早急に補修をしたいと思っております。また、アスベストのある天井では囲い込みをしているところですが、これは、今、すき間なく覆われておりますので、これが部屋の中に飛散するような心配はないと思っております。そういう状況です。

金丸委員 風化をしてはげ落ちてくるということは容易に考えられることですので、認識を改めてもらいたいということをお申し上げさせていただいて、最後になりますが、環境問題、感染症対策、現在の行政課題の大きな部分を占める業

務を担っているこの施設はぜひ早急に改築し、十分なスペースと設備を整えたものとして、県民の安全・安心が守られる施設にしていきたいということで、知事のお考えをいただきたいと思います。

横内知事

この衛生公害研究所につきましては、現在、県の試験研究機関のあり方をどうしていくかという検討が行われており、この衛生公害研究所についても、衛生監視指導センターあたりとどういう関係に立つのかなどいろいろな議論があります。そんな議論の状況も見ながら、今、委員の御指摘で非常に老朽化して問題があることはよくわかりましたので、建てかえの問題については今後の課題として検討していきたいと思っております。

臼井委員長

金丸委員の質疑が終了いたしました。

次に、自由民主党輝真会の質疑を行います。武川委員の発言を許します。

（公立病院等の再編・ネットワーク化事業について）

武川委員

それでは、早速質問に入らせていただきます。公立病院等再編・ネットワーク化事業について質問させていただきたいと存じます。まず最初に、今回国から示されました公立病院改革ガイドラインの主たる背景とねらいについて、県としてはどのように受けとめて認識をされているのか、お伺いをしたいと思います。

中澤福祉保健部長

公立病院は地域医療の確保のために重要な役割を果たしていただいておりますが、近年経営状況が悪化するとともに、医師不足に伴い診療体制の縮小を余儀なくされるなど、その経営環境や医療提供体制の維持が、極めて厳しい状況になっているという背景がございます。このため今般示されましたガイドラインは、公立病院が今後とも地域において必要な医療を安定的に継続的に提供していけるよう、抜本的な改革の実施を求めるものと認識をしております。

武川委員

何か都合のいいところだけおっしゃっているだけけれども、そこでお伺いします。このガイドラインは平成20年度内に公立病院を設置している市町村に、それぞれの公立病院の改革プランの策定を求めています。その中で地域医療確保のため当該病院が果たす役割、医療の提供体制、一般会計等において費用負担すべき範囲を明らかにすることになっております。現在、県内を4つの医療圏に定めておりますけれども、各医療圏内での各公立病院等が果たす機能、役割について考え方を伺いたしたいと思います。

中澤福祉保健部長

医療圏内における役割ということですが、本県の公立病院は各地域の中核的病院として重要な役割を果たしていただいております。例えば災害時に傷病者の受け入れや、搬送拠点となる8つの地域災害拠点病院というのがありますが、このうち4つは富士吉田市立病院を含めまして公立病院です。また、無医地区の巡回診療を行うべき地拠点病院は、大月市民病院を初め4つの公立病院に担っていただいております。また、多くの公立病院が二次救急医療体制に参加するなど、公立病院は民間の医療機関では困難な医療の提供を行ってまいりまして、地域の医療を確保するというので、大変大きな役割を担っていただいております。したがって、今後も引き続きこれらの役割を維持していただくことが必要であると考えております。

武川委員

このガイドラインは平成20年度内に、それぞれプランを策定するように

ということですが、20年度内にできると思いますか、思いませんか。

中澤福祉保健部長 確かにスケジュール的には厳しいとは思いますが、それぞれの公立病院を設置している市町村に改革プランを、県は連携のネットワーク化構想的な計画をつくる。これを両建てで行うものですから日程的には大変厳しいのですが、一生懸命努力していきたいと思っております。

武川委員 1年間でやるというのはかなり厳しいと思うんですね。そこで県内の県立病院の状況はというと、北病院とあけぼの医療福祉センターを除くと県立病院が1つということですね。富士・東部地域には県立病院がなくて、極めてわずかな県費補助等のみで、富士・東部地域の自治体が医療を担っているわけですし、結果として自治体財政の大変大きな圧迫要因となっています。このまま行くと、将来、財源的に厳しくて、富士・東部地域の公立病院はなくなってしまわないかという危惧も現実的に住民にはあります。そうしたことを県としてはどのように認識しているか、まずそれをお聞きしたいと思います。

それから、現在、山梨県におけるがん診療は拠点病院が県立中央病院であり、連携拠点病院は山梨大学の附属病院と山梨厚生病院、そして富士北麓・東部は富士吉田市立病院ということで、それぞれ積極的に頑張っております。そこで富士・東部地域でがん診療の唯一の富士吉田市立病院が、現在コバルトによる放射線治療をしておりますけれども、いわゆるコバルトの線源が平成18年に既に供給停止となっています。したがって、このまま行くとコバルトによる放射線治療ができなくなってしまいます。できなくなってしまうと、連携拠点病院の指定が取り消される恐れがあるんですね。

今いわゆるリニアックという方式でそれぞれの病院が、がん治療に当たり始めています。富士吉田の市立病院もコバルトの線源がなくなりますから、これから当然リニアック治療の整備をしなければならない。しかしながら、これには多額の費用がかかるということです。したがって、先ほど申し上げましたように、整備がおくれると指定の取り消しということにもなりかねないわけです。そうすると、富士・東部地域においてはがん治療ができなくなってしまうことになるわけですが、その辺をあわせてお聞きしたいと思います。

中澤福祉保健部長 現在、一般の県立病院は中央病院だけということですし、この中央病院では富士・東部地域を含めた県全体の基幹病院として、合同医療や専門医療を提供していきまして、一方で身近な医療は地域の公立病院を中心に担っていただいています。こうした中、公立病院は経営的に大変厳しい状況に置かれておりますが、万一その経営が立ち行かなくなるような事態になれば、本県の地域医療は成り立たないと認識しています。それで市町村におきましては、今回、先ほどから出ておりますガイドラインに基づいて、改革プランを策定していただき、経営の効率化ですとか、他の公立病院との機能分担等を検討するように、働きかけを行ってまいりたいと考えています。一方、県としても地域の実情を把握して、各地域の課題に対応して十分な支援をしていかなければならないと思っておりますので、例えば富士・東部医療圏では救急医療体制ということでドクターヘリ事業を実施していますし、また、当該地域における新たな小児初期救急センターの設置に向けて検討も進めております。今後も市町村と連携し、また、役割分担のもとで、富士・東部地域の医療体制の充実が図れるよう努めてまいりたいと考えております。

また、リニアックの話がありましたけれども、富士吉田市立病院にがん診

療連携拠点病院となっていていただいておりますが、ここへの放射線治療機器の設置につきましては、従前は放射線療法を専門とする場合に限り、指定要件になっていましたけれども、要件が厳しくなりました。本年3月、国の要件が見直されまして、すべての拠点病院にリニアックなどの放射線治療機器の設置が必要となりました。御指摘のとおりです。国の通知では放射線治療の体外照射を行う機器の例示として、リニアックが挙げられていますが、リニアックがなければ直ちに拠点病院の指定が取り消されるようなことはありません。ただ、聞くところによると、富士吉田市立病院のコバルト60は大変古く、また、使えなくなるというお話ですので、指定の更新に向けてリニアック等の整備が必要になってくるのではないかと考えております。

武川委員

直ちにとということではないと思いますが、コバルト治療の設備が非常に老朽化していて、日本アイソトープ協会からのコバルト線源の供給が停止されたとなるとリニアックの設備がなければ治療ができなくなりますので、当然リニアックの整備をせざるを得ないわけですから、整備をする方向で当然いると思いますけれども、ぜひ財源的なことも考えていただきたいということを申し上げているわけですし、もう一度その点だけお聞きしたい。

中澤福祉保健部長

仮に富士吉田市立病院がリニアックを購入する場合に、その財源措置でございますけれども、国の補助金が2分の1つきます。あと残りは病院債を起債をしていただくことになるとと思いますが、その元利償還金に対しまして約23%ぐらいの交付税措置がございますので、そういったものを活用していただいて、また整備をしていただきたいと考えております。

武川委員

今、具体的に1つの機器の整備の話をしていただいたわけですが、私が言いたいのは現実として富士・東部地域の公立病院が県にかわって、当該地域住民の医療を担っているという根底から、御認識をいただきたいと言っているわけですし、私は、今さら新しく県立病院をつくれとか、あるいは、既にある公立病院を県立病院に移管してくれとか、そういう次元で申し上げているわけではありません。今の厳しい財政事情を考えた中であっても、それでも県民は国中であろうと富士・東部であろうと、すべからず医療行政を公平に、そして公正に受ける権利があるわけですから、そういう意味で細かな配慮をしていただきたいという観点から申し上げているわけです。再度その辺を踏まえた中で、県の役割、責任というものの認識を確認、お伺いさせていただきたい。

中澤福祉保健部長

まさに役割分担で地域の公立病院が地域医療を支えていただいているのは事実です。私たちもそういったことを前提にして、県として役割分担の中でどういうことができるか、常に考えているつもりです。これからもそれぞれ個々の事例に即して、そういう考え方のもとで対応をさせていただきたいと思っております。

武川委員

このガイドラインは、総務省の主導で財務的な視点が中心でいろいろと記されております。もちろんそうはいいても、いわゆる良質な医療提供という部分も書いてあって、結果として読めば読むほど何かわからなくなってしまうのですが、県内の地域医療を守り、すべての県民の命を平等に公平に守るという観点からすると、財務的な面ももちろん重要だけれども、やはり地域医療を担う、そして県民の命を守っていくという視点も重要ですということ、まず申し上げたいわけですね。この改革があくまでも住民のための公立

病院改革でなければならないということですね。少なくとも国や県のための改革であってはならないということが私の基本的な思いであります。

また、この公立病院改革ガイドラインの中で、再編・ネットワーク化に当たって、各病院間の調整等については「医療計画の見直しとの整合を図りながら、その実現に向けて主体的に県が参画することが強く求められる」と記されております。これは私が言っているのではなくて、この、国がつくったガイドラインの中にそう書いてあるんですね。重ねて申し上げますけれども、改革の実現に向けては県が主体的に参画することが、強く求められているということが一番重要なわけです。したがって、ぜひそのことを念頭に入れていただき、ゆめゆめ市町村にその作業を押しつけて、県が一步引くというようなスタンスでは困りますから、積極的に市町村の手助けをしていただくということを強く御指摘申し上げて、そのことも踏まえて、知事の御答弁をよろしく願います。

横内知事

委員がおっしゃったように、公立病院は地域住民の生命とそして健康を守る、これが任務ですから、今回の公立病院改革もそのことを一番前提として、念頭に置いて進めなければならないと思っております。しかし、現状の公立病院の体制では幾つかの病院において赤字が発生して、それを一般会計から補てんをしなければならない状態にあります。自治体の財政が厳しくなっている中で、将来ともそういう状態を続けていくということはなかなかできないことですし、また仮に公立病院が財政的に破綻をするようなことになれば、結果的に公立病院の任務である住民の生命と健康を守るという使命も、果たせなくなるということですから、やはり財務基盤をしっかりと確立させるということは、非常に大事なことだと思っております。しかし、単に収支を改善させるということだけを目的とするというのはやはり問題でして、大前提として地域住民の生命・健康をしっかりと守るという使命を踏まえながら、改革を進めていかなければならないと思っております。

同時に、病院間の調整は市町村、それから、それぞれの病院にまずはやっていただくわけですが、それぞれ利害がありますから、非常に難しい問題だろうと思っております。したがって、地域保健医療推進委員会で議論するわけですが、県としても決してそれに対しては逃げることなく、積極的に参画をしてうまくまとまるように、検討が円滑に進むように進めていきたいと思っております。

（富士山火山防災対策について）

武川委員

今言われたとおり、地元では利害が非常に複雑になります。今回の公立病院改革の3つの視点というのは、1つが経営の効率化、いわゆる数値目標を掲げながら経営の効率化を図りなさいよということ。それから、再編・ネットワークですね、中核病院を基幹病院とする、その基幹病院を核として回りの病院をいわゆるサテライトの病院としていくというのが2つ目。それから、3つ目が経営形態の見直し、すなわち地方独立行政法人、あるいは、指定管理者制度、民間への事業譲渡、あるいは、もっとひどくなると診療所にしなさいよということになるわけです。そこで、これは仮の話ですが、富士吉田市立病院と日赤が中核の基幹病院になって都留市立病院はサテライトということになれば、これは、都留市の住民は納得しませんよ。そのように利害がいろいろ複雑なものですから、県が逃げないで積極的に入らないとできませんよということ、私が申しているわけですから、御理解いただきたいと存じます。

引き続き、富士山火山防災対策についてお伺いいたします。火山防災で

は機器を使った観測・監視による火山活動の予知・予測が大変重要であります。富士山周辺には既に富士砂防事務所の予算で、光ファイバー網が北麓にも整備されておりますけれども、市町村を含め県・防災関係機関などとの情報共有が非常に大切であります。市町村においても観測情報等の共有ができるような体制が必要と考えますが、そのための県の取り組み、支援策はどうかお伺いいたします。

古賀総務部長

今、被害情報の収集を県がどうしているかと言いますと、市町村から電話やファクスで報告を受けて、手で入力をしているというのが実情です。しかしながら、こういう手法は、災害時必ずしも人が余っているわけでは当然ありませんし、応急対策等に追われる中で、ファクスのとり忘れとか確認のし忘れ、あるいは、手で入力するときにミスといったことも起こり得ますので、迅速・正確な状況把握という点からは、こういうやり方はなるべく早期に改めていきたいと思っています。県内の被災状況というものをオンラインで市町村が入力し、また、県・他市町村も含めて瞬時に確認をするというシステムができることが望ましいと思っています。

先般2月に、今の県民会館等の4庁舎の集約建てかえという方向を打ち出させていただきましたので、この中で災害対策本部機能として、どのようなシステムを整備していくか考えていきたいと思っております。具体的には来年度調査委託、新防災拠点機能調査ということで実施をしていきたいと思っております。

武川委員

ただいま、観測情報等の共有という観点でお伺いしましたが、広域災害である火山噴火や大規模地震において、県と市町村とが災害の被災情報を共有することもまた極めて重要です。そのためのシステムは迅速な共有体制と関係市町村の連携に、大いに効果を発揮するものと考えていますが、共有のシステムですので県として取り組むべきものと思います。県のお考えをお伺いいたします。

古賀総務部長

新しく防災拠点となる新庁舎に集約するという中で、市町村と連携したオンラインのシステム構築については、県が主導的に構築をしていく必要があるという認識は持っております。したがって、その具体的内容についても新年度の調査委託等の中で、検討をしてまいりたいと考えております。

武川委員

火山噴火は広域災害ですので、噴火の被害をできるだけ最小限に食い止める必要があるわけです。災害時における迅速な避難、救援、あるいは、復旧などの活動には避難路を含めた緊急輸送路の確保が極めて重要です。そうしたことを踏まえて県のお考えをお伺いいたします。

小野土木部長

従来から大規模災害に備えた道路整備を行ってきていますが、特に富士北麓地域におきましては、富士山噴火ということも想定される中で、そのことも考えた道路整備を進めております。具体的に申し上げますと、国道137号の新倉トンネルですが、これは富士吉田の市街地から河口湖の北岸へ避難あるいは輸送する最短距離で結ばれるもので、万一の場合の非常に有効な道路であると考えています。富士吉田市と連携して早期に整備したいということで、平成20年度は2億円をかけて用地取得を行う予定です。また、河口湖の北岸から国中方面にかけての輸送ネットワークとして、現在若彦トンネルや河口湖二期バイパスを建設中でして、平成22年の春には完成する見込みです。そのほか富士吉田市内の中央通り線とか、直轄事業になりますが国

道138号の新屋の4車線化といったものも避難とか輸送に非常に役立つものと考えていますので、県としても一生懸命応援していきたいと思っております。さらに、高速道路が災害時に果たす役割というのは非常に大きいと考えています。新潟地震でそのことが証明されたわけですが、そういう防災上の観点から中央道への新たなスマートインターチェンジというものも、適切な位置へつくれるかどうかを、富士吉田市とともに研究・検討していきたいと考えています。

武川委員

県としては地元の自治体ともいろいろと調整を図りながら、地元の住民対応策を進めている、これから一生懸命やっていくということですが、当該地域は観光客が非常に多く、観光客の避難対策も同様に大変重要です。重要な避難路となり得る高速道路では、観光客の車両の集中など緊急車両の通行確保に混乱が想定されます。火山情報に応じた高速道路への入り込み規制など、円滑な避難経路が確保できる体制が必要であると考えております。また、県内の主要道路における交通規制をどのように行うかも、円滑な避難体制を確立する意味で大変重要と考えますが、この点につきましても県としての取り組みはどうかをお聞かせいただきたいと思っております。

小野土木部長

富士山噴火の火山情報が発せられた場合には、山梨県地域防災計画に基づいて、交通管理者である警察などと連携を図りながら、緊急車両の通行あるいは円滑な避難経路の確保を図れるように、交通規制や通行禁止という措置を講じることとしております。例えば災害の危険が切迫したときには、富士山周辺への一般車両の乗り入れを禁止または制限し、災害が発生した場合には一般車両の走行を禁止または制限する、特に避難路については一般車両の走行をすべて禁止するという措置をとることとしています。その場合には県内全域の道路情報板あるいはトンネル内のラジオ再放送、さらにはマスコミの方にもお願いして、その徹底を図っていきたいと考えております。また、高速道路についても中日本高速道路株式会社に、入り込み規制等をしていただくよう要請することとしております。

武川委員

火山噴火は広域災害ですので、噴火の危険性が増したときには、富士山周辺全体が避難する事態も想定されます。他市町村へ、あるいは他県へ広域避難することについては、互いの連携が特に重要になります。県として他県への避難体制あるいは計画策定への取り組みはどうか、また、避難計画を策定する市町村に対してどのような支援をしているのか、お伺いします。

古賀総務部長

現在、地元7市町村の人口は約11万8,000人ですが、7市町村以外の県内の避難所の収用人員は、約20万6,000人分となっており、そういう点では県内でも相当程度の避難調整は、可能な現状にあると考えています。その上で他県への避難が必要な場合については、関東知事会の1都9県震災時等相互応援協定というものがありますし、また、知事会の方でも応援協定がありますので、こういうものに基づいて的確に調整をしていくことになると思います。

また、昨年12月から気象庁による富士山の噴火警戒レベルの発表が運用開始されました。今後、地元の市町村とも連携をしながら、実際に噴火警報が発令された場合に、広域避難にどう対応するのかについて、考える必要があると思いますので、地元市町村とも連携をしつつ、検討していきたいと思っております。

また、市町村レベルでの避難計画については、これはまず市町村の地域防災計画に火山編というのを、つくってもらおうというのが第一歩になりますので、これまで2町村にはつくってもらっていますが、まだ5市町村は策定中ということですので、現在、火山の専門家の助言も得つつ、県としても支援しているという状況です。

武川委員

避難とかあるいはいろんな防災対策を計画していても、いざ災害に直面すると予測しがたい部分があるかと思います。ともかく9月1日の一律的な訓練はできるだけ控えて、春夏秋冬、昼間、夜、こういったさまざまなシミュレーションの訓練もぜひ具体化していただきたいと存じます。これは要望です。

それから、高齢者や障害者など災害時要援護者の避難についてですけれども、輸送手段や避難先の確保など大変難しい問題を抱えていると思います。老人福祉施設等でも避難先が同様の施設に限られてきます。そういった意味で、当然施設間の連携・協力の必要があります。県として、市町村間にある施設の連携協力が図られるような対策を講じる必要が考えられますけれども、現時点ではどのようになっているのか、お伺いいたします。

中澤福祉保健部長

高齢者や障害者の社会福祉施設間における災害時の具体的な相互連携協力の取り組みは、残念ながら進んでいないのが実情です。このため、今後、災害時要援護対策を行う市町村に対して、避難体制の確立を促すとともに、それぞれの施設に対して、それぞれ持っている地震防災計画の中に施設間の連携方策を組み入れるように、指導・助言していきたくと思っています。また、火山噴火とか大規模災害の場合は、被災地域が広範囲にわたることから、御指摘のとおり市町村をまたぐ施設間の連携協力が必要ですので、市町村や各福祉施設の団体等に働きかけ、また要請をして、広域的な観点から施設間の連携体制をどのように構築すべきなのか、これは施設を所管しております福祉保健部としても、一緒に考えていきたいと考えております。

武川委員

いろいろ認識されて既に対応されているということですから結構ですが、この部分につきましてもやはり大事なことは、県が主体的になって、イニシアチブをとってそういう施設の皆さんにお集まりいただいて、ソフト面の指導とかあるいは訓練を、具体的に進めていただきたいと思います。

また、噴火前の避難基準も当然示されてはおりますけれども、市町村長が避難指示等を実際に判断するには、大変難しいものが予想されます。市町村長が相談できる専門機関として、環境科学研究所にある富士山火山防災情報センターが活用できると考えていますが、その体制や機能の強化を図っていただいて、いざというときに市町村長が相談できるように、県には取り組んでいただきたいと思いますが、この点はいかがでしょうか。

古賀総務部長

先ほども少しお話をさせていただきましたが、今年の12月から気象庁の噴火警戒レベルの運用というのが始まりまして、実際にこれに基づいて警報が出れば、市町村長が避難勧告とか指示を出さないといけないということになってまいります。その気象庁の噴火警戒の発令の前提となる観測は、まさにこの県環境科学研究所もその一翼を担っているわけですし、いわばその情報の出どころということになっております。そういう点では、当然、県も市町村もですが、防災関係機関は非常時にその専門機関としての能力、情報を十分活用していくという必要があると思いますので、検討していきたいと思っております。

武川委員 　　いずれにいたしましても、こうした火山防災意識の高まりを風化させない機運づくりというのが非常に重要だと思います。ぜひ当該地域の住民に意識啓発を続けてやっていただきたいと考えておりますが、これもやはり県が積極的に取り組んでいただかないと進まないと思います。この点についてお聞きしたいと存じます。

古賀総務部長 　　検討しまして市町村とよく連携して進めてまいりたいと思います。

武川委員 　　はい、わかりました。それから、火山災害において最も被害の恐れがあるものとして、土石流などがあるわけですが、吉田の場合は融雪型火山泥流の危険性なども指摘されています。災害が起こらないことを願ってはおりますが、起きたときは避難する、そして安全に避難したとしても、いずれ帰ってこないとならない。帰ってきたときに市街地がなくなっていたら困るわけですから、市街地ができるだけ被害が少ない状態を確保するための、いわゆる砂防・治山施設の整備計画を、やっぱりふだんから積極的に推進する必要があると思いますが、端的にお答えいただきたいと思います。

小野土木部長 　　国と山梨県、静岡県では火山災害を軽減するための富士山火山砂防計画を策定しております。その中で例えば市街地への影響が最小限になるような効果的な対策手法あるいは優先度等について、富士山の景観とか環境を踏まえて十分検討していきたいと思っております。

武川委員 　　はい、わかりました。日本の象徴、富士山の静岡県側はいわゆる国直轄で砂防事業をいろいろやっている。ですから、同じ富士山ですので、山梨県側の富士山の砂防事業も静岡県側と同様に、国の直轄事業として推進していただきたいと思います。輝真会流に言わせていただくと「治にいて乱を忘れず」ということです。よろしく申し上げます。

臼井委員長 　　武川委員の質疑が終了しました。
以上をもちまして自由民主党輝真会の質疑を終了します。
以上で本日の予定はすべて終了しました。
明日、午前10時、委員会を開き、審査を継続します。

以 上

予算特別委員会
副委員長 皆川 巖